



Title	後晋安万金・何氏夫妻墓誌銘および何君政墓誌銘
Author(s)	森部, 豊
Citation	内陸アジア言語の研究. 2001, 16, p. 1-69
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/16972
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

後晋安万金・何氏夫妻墓誌銘 および何君政墓誌銘

森 部 豊

はじめに

本稿は、最近中国大陆において公刊された、あるいは新たに出土した五代後晋時期の墓誌銘のうち、⁽¹⁾ソグド人が中華世界において称した彼ら固有の漢風の姓、いわゆる昭武姓（以下、ソグド姓）を有する者たちの墓誌銘3点を取り上げ、それに訳註を付し訳読を試みると同時に、従来の文献史料に基づく沙陀研究および沙陀系王朝下のソグド系武人の研究に対し、新たな史料を提供するものである。

ところで、五代王朝のうち、後唐・後晋・後漢は明らかにチュルク系の沙陀と称された種族が樹立した王朝であるが、⁽²⁾これら沙陀系王朝の内には、少なからぬソグド人あるいはソグド人と血縁的・文化的に関係を有する武人が存在し活動していた。この事実は、唐代の六州胡の動きを分析した小野川 1942, pp. 213-218 によって明らかにされ、その後、Pulleyblank 1952b, pp. 341-347 も、小野川氏とは別個に突厥内に居たソグド人の足跡を追い、やはり六州胡の流れを汲むソグド人が沙陀の中核に居たことを論証している。⁽³⁾さらに近年では、芮

(1) 五代時期の墓誌銘の概観とその所収書籍については、高橋 2000 参照。

(2) 沙陀の専論は非常に数少なく、岡崎 1945・1948・1951、傅 1965、室永 1971a・1971b・1974・1975、徐 1987、李 1991、王義康 1995、樊 2000、石見 2000などを数える程度である。

(3) 突厥内に集団で居住し、その後突厥の唐朝への帰順とともに、中国内地へ徙居したソグド系住民とその後裔と考えられる六州胡およびその居住地である六胡州については、小野川 1942 と Pulleyblank 1952b の他には、ブーリーブランク 1952a、護 1965、趙振華 1982、鈕 1984、張広達 1986、章 1986、周 1988、王北辰 1992、森部 1998、王義康 1998、劉 1998, pp. 63-70、榮 1999, pp. 60-62 を参照。

1992, 徐 1993, 王義康 1997 といった中国の学者によって沙陀系王朝下のソグド人の活動が対象にされ、文献史料を利用した研究成果が発表されている。

しかし、50 年代以前の研究はともかく、最近の研究においても墓誌銘など石刻史料の利用がなされていないのが現状である。筆者はかつて、六州胡の流れを汲むソグド系武人のうち、唐後半期に河北地域(太行山脈以東、黄河以北の地域)において節度使になった何弘敬の墓誌銘を釈読したが⁽⁴⁾、五代時期のソグド系武人に関する石刻史料は全く利用されていない⁽⁵⁾。あまり注目されて来なかった五代時期の石刻史料を利用することは、今後の課題となろう。⁽⁶⁾

本稿で紹介する安万金とその夫人何氏、そして何君政の墓誌銘は、近年、拓本写真として公刊され、また釈文も発表されているが、未だ五代史研究、ソグド人の東方植民史研究に利用されていないものである。さらに墓誌銘文中に沙陀系王朝下におけるソグド系聚落の存在を示唆する記述がある。この点、従来ほとんど注目されなかった 10 世紀沙陀系王朝下におけるソグド系聚落の実態に関する重要な史料ということができよう。⁽⁷⁾

もとより、拓本写真から判読できない文字があったり、文体そのものが難解であったりするなど問題点も少なくない。また筆者の能力の及ばない点が多々あることから、誌文の解釈に大きな誤りを犯している可能性もある。この点、大方の叱正・教示を願うものである。

1. 安万金墓誌銘

1935 年 6 月 29 日、河南省洛陽市北陳莊にて、後述の「夫人何氏墓誌銘」とともに出土。現在、墓誌原石は、河南省洛陽古代芸術館(閔林)が所蔵すると言

(4) 森部 1997。

(5) 沙陀に関する最新の研究成果である樊 2000 も文献史料のみによるものである。

(6) 同様のことは、沙陀の研究にもあてはまるが、こちらは最近、石見 2000 が発表され、今後石刻史料を利用した沙陀研究の端緒が開かれたといえよう。

(7) 魏晉南北朝隋唐時代のソグド人の東方植民の状況とその聚落に関しては、榮 1999 を参照。

われる。原石はほぼ正方形で、縦 59cm、横 58cm。全文 31 行、墓誌題が 35 字であるのを除くと、1 行あたり最多 32 字である。

墓誌拓本写真は、『洛陽出土歴代墓誌輯編』（中国社会科学出版社、1991 年、p. 724）および『隋唐五代墓誌匯編』洛陽卷 15（天津古籍出版社、1991 年、p. 148）においてはじめて公表された。後に、『全唐文補遺』5（三秦出版社、1998 年、pp. 72-73。以下「補遺」5a とす）に釈文が載せられた。本稿は、比較的鮮明な『隋唐五代墓誌匯編』所載の拓本写真を底本とし、他の 2 書の拓本写真、『補遺』5a の釈文を参照した。なお、墓誌銘中の碑別字などについては、〔釈文〕〔訓読〕〔注釈〕の見出しでは旧体字に統一し、それ以外では必要に応じて旧字を使用するほかは通行字に改めた（以下、夫人何氏墓誌銘、何君政墓誌銘も同じ）。

〔 釈 文 〕

- 1 晉故均州刺史光祿大夫檢校司徒兼御史大夫上柱國開國男食邑三百戸安府君墓誌
- 2 前衛州軍事衙推將仕郎試大理評事趙普撰并篆書
- 3 蓋聞天地之間人形爲貴方圓動靜一像乾坤高縣日月以照臨大納江河而灌溉
- 4 七星九曜五獄四時者矣 公諱萬金字寶山其生也上稟於德星其長也才包於
- 5 六藝弓開似月紛紛而射落妖星釵擲爲龍矯矯而劫迴瑞日勇能嚼彘力可拽牛
- 6 夜思晝行豹略始因於玄女左擒右縱龍韜元受於黃公昔從 武皇破黃巢
- 7 而定紫塞久權兵柄擎愛日而滅妖星 明宗念以夙勲除受嚴州刺史憐其
- 8 碩德特委魚符留伴飯於 天庭未許歸於本郡再承 寵渥除受貝州
- 9 刺史百姓謠其來暮 一人蔚其去思興農佩犢之謡喧喧四海恤寡矜孤之
- 10 惠藹藹八紘清泰二年除受均州刺史露冕而六條清靜騫幃而千里愷康賞罰既
- 11 行閭境之奸邪默竄恩威並布一方之疲弊舒蘇 曾諱德昇銀青光祿大夫檢校
- 12 太子賓客故鎮武馬軍指揮使索葛府刺史箭射九烏聲震四海入陣而六鈞弓硬
- 13 臨戎而丈六戈輕 祖諱重胤銀青光祿大夫檢校工部尚書靜塞軍管內都游奕
- 14 使索葛府刺史撫綏封疆四境之夜無吠犬翦除姦盜千里之杜絕兇渠 皇諱進

15 通銀青光祿大夫檢校尚書右僕射守應州別駕索葛府刺史長興二年贈司空正
16 清如水顯令譽於八紘恩惠如膏展驥足於千里 妣曹氏長興二年贈鹿邑縣太
17 君 公即司空太君之愛子也 公本自稷契之苗裔也始因周平王治國六蕃來
18 侵將軍奮銳一揮萬夫膽碎操戈直指八表晏清 上旌功勞乃命氏族焉 公即
19 將軍二千年後玄孫也 初索葛府刺史 遷馬軍左第二軍使 遷昭義軍左游
20 奕馬軍指揮使 遷塞寧軍使 遷右先鋒指揮使 遷昭義軍衛隊指揮使 遷
21 昭義軍在城及守禦左右廂都指揮使 後除嚴州刺史前後指揮使七處刺史三
22 任先婚何氏長興元年十月內封陳留縣君生男二人長元進內殿直銀青光祿大
23 夫檢校國子祭酒兼御史中丞驍騎尉 次延超銀青光祿大夫檢校左散常侍兼
24 御史大夫武騎尉護聖副兵馬使 女一人 梁家 次室米氏生子一人元審
25 前索葛府刺史 次室王氏生子一人元福殿前承旨 次室張氏生子一人韓留
26 次室趙氏生女一人 石家 公於天福二年五月奉 宣令往西京請見
27 任刺史俸祿就便養老其年十月內忽縈寢疾善終於私第享年七十六於十一月
28 戊辰朔十七日甲申與陳留縣君遷祔于河南縣北邙山張楊里伯樂原禮也普叨
29 忝姻姪幸沐 嘉招慙非黃絹之辭獲刊翠珉之上銘曰
30 生我兮天地毓我兮二儀天生天煞天地之宜俾我七權兵柄荷堯雲之霽霽受予
31 三携郡印感舜日曦曦□由戀其 聖代不爲頓隔 明時北邙山上永表旌麾

〔訓 読〕

晉の故均州刺史・光祿大夫・檢校司徒・兼御史大夫・上柱國・開國男食邑三百戸の安府君の墓誌。

前の衛州軍事衙推・將仕郎・試大理評事の趙普、撰して並びに篆書す。

蓋し聞くならく、天地の間、人形もて貴しと爲すと。方圓の動靜、一に乾坤たつとを像り、高く日月を縣かたどけ以て照臨し、大いに江河を納れ而して灌漑し、七星、九曜、五獄、四時なる者なり。

公、諱は萬金、字は寶山。其の生まるるや、上は德星を稟け、其の長ずるや、才は六藝を包む。弓を開けば月の似くして、紛紛として妖星を射ち落し、

つるぎ なげう
釧を擲てば龍と爲りて、矯矯として瑞日いのこ かを劫迴す。勇は能く屍を嚼み、力は牛を拽くを可とす。夜に思ひ晝に行ふ。豹略は始め玄女に因る。左擒右縦す。龍韜はじは元め黄公に受く。昔、武皇に従ひ黄巢を破りて紫塞を定む。久しく兵柄をと権り、愛日を擎かかげて妖星を滅ぼす。明宗、念おもふに夙の勲を以てし、嚴州刺史を除受す。其の碩徳を憐れみ、特に魚符おくを委る。留めて飯を天庭に伴はしめ、未だ本郡に歸るを許さず。再び寵渥を承け、貝州刺史を除受せらる。百姓は其の來暮うたを訝ひ、一人は其の去思うれを蔚ふ。興農佩犢の謡、四海に喧喧たり。恤寡矜孤の恵、八紘に藹藹あいあいたり。清泰二年、均州刺史を除受せらる。露冕して六條清靜たり。騫幃して千里愷康たり。賞罰既に行はれ、闔境の奸邪しづか のが、黙に竄る。恩威並びに布かれ、一方の疲弊ゆるやかに よみがへ、舒に蘇る。

曾、諱は德昇、銀青光祿大夫・檢校太子賓客・故鎮武馬軍指揮使・索葛府刺史たり。箭は九鳥いを射、声は四海を震ふるはす。陣に入りては六鈞つよの弓硬く、戎に臨んでは丈六の戈輕し。祖、諱は重胤、銀青光祿大夫・檢校工部尚書・靜塞軍管内都游奕使・索葛府刺史たり。封疆を撫綏し、四境の夜に吠ゆる犬無し。姦盜を翦除し、千里の兇渠を杜絶す。皇、諱は進通、銀青光祿大夫・檢校尚書右僕射・守應州別駕・索葛府刺史たり。長興二年、司空を贈らる。正清たること水の如し、令譽を八紘に顯す。恩惠は膏の如し、驥足を千里に展く。妣は曹氏なり。長興二年、鹿邑縣太君を贈らる。公、即ち司空・太君の愛子なり。

公、本自り稷契の苗裔なり。始め周の平王国を治め、六蕃來侵するや、將軍釧ふるを奮ふるふに一たび揮ふるへば、萬夫膽碎し、戈を操り直指せば、八表晏清たるに因り、上、功勞を旌し、乃ち命じて氏族とす。公、即ち將軍二千年後の玄孫なり。初め索葛府刺史、馬軍左第二軍使に遷り、昭義軍左游奕馬軍指揮使に遷り、塞寧軍使に遷り、右先鋒指揮使に遷り、昭義軍衝隊指揮使に遷り、昭義軍在城及び守禦左右廂都指揮使に遷る。後に嚴州刺史に除せらる。前後、指揮使たること七處、刺史たること三任。

先に何氏と婚す。長興元年十月内、陳留縣君に封ぜらる。男二人を生む。長、元進、内殿直・銀青光祿大夫・檢校國子祭酒・兼御史中丞・驍騎尉なり。

次、延超、銀青光祿大夫・檢校左散常侍・兼御史大夫・武騎尉・護聖副兵馬使なり。女一人、梁家に事ふ。次室、米氏、子一人を生む。元審、前の索葛府刺史なり。次室、王氏、子一人を生む。元福、殿前承旨なり。次室、張氏、子一人を生む。韓留、次室、趙氏、女一人を生む。石家に事ふ。

公、天福二年五月、宣令を奉じ西京に往き、請見し刺史に任ぜられ、俸祿もて便に就きて養老す。其の年十月内、^{たちま}忽ち寢疾を^{まと}縈ひ、善く私第において終わる。享年七十六。十一月戊辰朔十七日甲申、陳留縣君と与に河南縣北邙山張楊里伯樂原に^{うつ}遷し耐す。禮なり。普、姻婭に叨忝し、幸ひにして嘉招に沐す。黃絹の辭に非ざるを^は慙づるも、^{すいびん}翠珉の上に刊するを^う獲。銘に曰く。

我を生みたるは天地、我を毓つるは二儀。天生天烝は、天地の宜なり。我をして七たび兵柄を^と權ら^し俾め、堯雲の靄靄たるを^{にな}荷ふ。予をして三たび郡印を^{たずさ}携ふを受けしめ、舜日の曦曦たるを感ず。□由其の^{なほ}聖代を戀ふがごとし、爲はざりき、^{には}頓かに明時と隔つとは。北邙山の上、永く旌麾を表わさん。

〔試 訳〕

晋の故均州刺史・光祿大夫・檢校司徒・兼御史大夫・上柱国・開国男・食邑三百戸である安府君の墓誌。

前の衛州軍事衙推・将仕郎・試大理評事の趙普が撰し、ならびに篆書す。

そもそも聞くところでは、天地の間で、最も貴い存在は人間である。天地の動静は、すべて乾坤の動きに従い、高く太陽と月をかがけて四方を照らし、大いに長江や黄河を引き入れて潤し、七星、九曜、五獄、四季のようである。

公は、諱は万金、字は宝山という。彼が誕生した際、天にはめでたいしるしの星を受け、成長するにおよんで、その能力は六芸に包まれた。弓を引けば満月のようであり、数多くの矢は災いの前兆である彗星を射ち落とすかのごとくして、^{つるぎ}鉞を目標めがけて投げつければ竜のようであり、武勇に優れて力ずくめでたい太陽を取り戻すかのごときであった。その勇ましきは^{いのこ}彘を^か嚼むことができ、その力は牛を拽くことができるほどであった。夜に思索し、昼には行動

した。戦略は始め九天玄女に因った。左右に虜にしたり赦したりした。兵法ははじめ黄帝に受けた。その昔、武皇李克用に従って黄巢を破り、河東北部の長城ラインの地を平定した。長期間にわたって兵権をとり、恩德をにかけて災いの前兆を滅ばした。後唐の明宗は、それまでの功績を考えて、巖州刺史を授けた。そのりっぱな徳を愛で、特に州刺史の印である割符を贈り、宮廷に留めて寝食を共にし、本籍地に帰ることを許さなかった。再び寵愛をうけ、貝州刺史を授けられた。貝州の人々は彼の来ることの遅きを歌い、天子（明宗）は彼が去ったことを憂えた。農業を興し武事をやめて殖産に従事する歌が、四海にさわがしいほどであった。寡婦や孤児を救済するという恵は、領域の隅々まで盛んであった。後唐・廢帝の清泰二年(935)、均州刺史を授けられた。皇帝の恩寵を受け、地方での行政は清廉なものであった。民衆に近寄った清廉な政治が行われ、遠くまで楽しみが行き届いた。賞罰が行われるや、管内全域のよこしまな者どもはひっそりと姿を隠した。恩恵と威光がともに広がると、その地方の疲弊はゆるやかに蘇った。

曾祖父は、諱は德昇といい、銀青光祿大夫・檢校太子賓客・故鎮武(振武?)馬軍指揮使・索葛府刺史であった。伝説上の羿が9つの太陽を射ち落としたのと同様に弓の名手で、その名声は四海に鳴り響いていた。軍陣に入れば六鈞(約46kg)の重さのもので引くことのできる強弓を扱い、従軍するにおよんでは一丈六尺(約5m)もある戈を軽々とあつかった。祖父は、諱は重胤といい、銀青光祿大夫・檢校工部尚書・靜塞軍管内都游奕使・索葛府刺史であった。境域内を安んじ定めたので、夜に吠える犬がいなくなり、姦盜を退治したため、遠くまで凶悪な者はいなくなった。父は、諱は進通といい、銀青光祿大夫・檢校尚書右僕射・守応州別駕・索葛府刺史であった。後唐・明宗の長興二年(931)、司空を贈られた。その正しく清いことは水のようにあり、誉を天地の果てまで表彰された。

その恩恵は肉の脂が染み入るように潤し、その優れた才能は遠くまで発揮された。母は曹氏である。長興二年、鹿邑県太君を贈られた。公は、すなわち司

空と太君の愛子である。

公は、もともと稷と契の後裔である。その昔、周の平王が国を統治し、西方の異民族が侵攻してくるや、將軍が劍を持上げ一たび振りまわせば、多くの人々は驚き懼れ、戈を操り真っ直ぐに突進すれば、全世界は安らかに清くおさまったことにより、天子はその功勞を表彰し、そこで命じて（安という）氏族（名）を授けた。公はすなわちこの將軍の二千年後の玄孫である。当初は索葛府刺史であった。その後、馬軍左第二軍使に遷り、昭義軍左游奕馬軍指揮使に遷り、塞寧（寧塞？）軍使に遷り、右先鋒指揮使に遷り、昭義軍衙隊指揮使に遷り、昭義軍在城及守禦左右廂都指揮使に遷った。後に嚴州刺史を授けられた。前後指揮使を7度、刺史を3回任された。

先に何氏と結婚した。（夫人の何氏は）長興元年（930）十月中に陳留県君に封ぜられた。男二人を生んだ。嫡男の元進は、内殿直・銀青光祿大夫・檢校国子祭酒・兼御史中丞・驍騎尉である。次の延超は、銀青光祿大夫・檢校左散（騎）常侍・兼御史大夫・武騎尉・護聖副兵馬使である。娘が一人おり、梁氏に嫁いだ。次室は米氏で、子一人を生んだ。元審といい、前の索葛府刺史である。次室は王氏で、子一人を生んだ。元福は、殿前承旨である。次室は張氏で、子一人を生んだ。韓留という。次室は趙氏で娘一人を生んだ。石氏に嫁いだ。

公は、天福二年（937）五月、宣令を奉じて洛陽に行き（後晋高祖と）会うことを請い、（再び）刺史に任ぜられ俸祿をもって老後の静養にあてた。その年（天福四年）の十月中に、急に病氣に見舞われ、自宅で亡くなった。享年76歳であった。（天福四年）十一月戊辰朔、十七日甲申の日に、夫人の陳留県君何氏とともに河南県北邙山の張楊里伯樂原に移して合葬した。礼に適っている。

私、趙普はかたじけなくも（安万金と）姻戚関係に連なり、幸いに（墓誌文を撰述するという）めでたい招きを受けた。絶妙な文章でないことを恥じるものだが、この美しい石の上に字を刻することができた。銘に言う。

私を生じたるは天地、育てたるも天地（二儀）。万物が生じ滅んでいくのは、天地の理である。私に軍事を担わせること7度、州刺史を授けること3回。堯

雲がたなびき、舜日が光さす様な平和な世の中となった。□今上の御代を恋慕っていたのに、急にこの良く治まった世から離れるとは思わなかった。北邙山の上において、永遠にその武将としての軍歴を表わさん。

〔注 釈〕

1-1-1「均州刺史」：均州は漢江（漢水）沿いに置かれていた州。現在の湖北省丹江口市にあたる。刺史は、唐制では本来民政を掌るのみの州の長官。しかし、8世紀半ばに起きた安史の乱以降、中国各地に節度使などを中心とする藩鎮が置かれると、藩鎮管轄内にあった州にも軍が設置されるようになり、刺史がその軍事権を握るようになる。さらに五代では州の軍事化、藩鎮化が一層促進され、刺史は民政に携わるほか、「使持節某州諸軍事」の肩書きを帯び、軍政をも司る長官となった。〔注釈〕2-2-2 参照。

1-1-2「檢校司徒・兼御史大夫」：それぞれ檢校官、兼官という。趙普の肩書きに見える「試大理評事」を試官といい、これらは本来品階を持たない令外の官である使職とその僚佐が帯びたものである。唐代半ばの安史の乱以降、財政難から勲爵位階を濫発し、臣下の功を酬わんとする風が生じ、さらに唐末五代にはその傾向は一層甚だしくなったといわれる。⁽⁸⁾五代時期の檢校官・兼官・試官は名目的な肩書きにすぎない。ただ、檢校官・兼官・試官は無秩序に職事官名を帯びたわけではなく、それぞれに一定の秩序を有していた。宋代に確立したこれらのスタイルは以下のとおり。⁽⁹⁾

① 檢校官：太師、太尉、太傅、太保、司徒、司空、左僕射、右僕射、吏部尚書、兵部尚書、戸部尚書、刑部尚書、礼部尚書、工部尚書、左散騎常侍、右散騎常侍、太子賓客、国子祭酒、水部員外郎の19官。

② 兼官：御史大夫、侍御史、殿中侍御史、監察御史の4憲官（御史台の官を憲官という）。

(8) 日野 1938, p. 507.

(9) 『宋史』巻169, 職官志9, pp. 4062-4064; 『宋史』巻170, 職官志10, p. 4077.

③ 試官：大理司直，大理評事，祕書省校書郎，正字，寺・監の主簿，助教。

1-1-3「安府君」：安姓は，中央アジアのブハラ（安国）出身のソグド人が，中国において称したソグド姓の一つ。⁽¹⁰⁾

1-2-1「衛州軍事衙推」：衛州は現在の河南省汲県に治所を置いた州。「衙推」とは，本来，節度使・觀察使・団練使に属した下級の幕職官であり，また州刺史が使職を兼任した際，「州衙推，軍衙推」を置くことができた。⁽¹¹⁾ 誌文の衛州軍事衙推は，その名から衛州刺史に属した下級幕職官である。上述のごとく，本来民政長官であった州刺史は，8世紀半ば頃より「使持節某州諸軍事」の肩書きをもって軍政にも携わるようになる。そして州ごとに「州院」とは別系統の「軍院」が設置され，軍将とともに幕職官が置かれた。「軍事衙推」は唐代半ばから出現する，この州の「軍院」に所属した幕職官であろう。⁽¹²⁾ ただ，具体的な職掌は不明。⁽¹³⁾

1-2-2「趙普」：趙普は，『宋史』卷 256, pp. 8931-8941 に立伝されているが，本墓誌撰者の趙普と同一人物かは確定できない。同伝によると，本籍は幽州薊県（現在の北京市）であるが，後唐時期，父の代に洛陽に徙居している。趙普は北宋の淳化三年（992）に 71 歳で亡くなっており，安万金墓誌銘は天福四年（939）に撰述されたものであるから，もし『宋史』の趙普が本墓誌銘の撰者と同一人物であるならば，18歳の時の作品ということになる。ただ，『宋史』には衛州軍事衙推となった記録は見当たらない。また，本墓誌の記述から墓主の安万金の側室の一人が趙氏であり，この趙普と血縁的に非常に近い者であることがうかがえるが（〔注釈〕1-28-2 参照），『宋史』にはこれに関する記述も見えない。

(10) 特に隋唐時代の涼州に居た安姓については，呉 1997 参照。

(11) 『新唐書』卷 49 下，百官志 4 下，pp. 1309-1310, p. 1318.

(12) 巖 1969, pp. 167-168.

(13) 渡邊孝氏は，衙推の職掌を刑獄・監察を司るようなものではないかと推測されている。筆者に示されたその典拠は，「唐故定州司倉參軍東郷府君夫人魯郡夏氏墓誌銘并序」に見える「次は洌と曰ふ。嘗て衙推を典り，夏台に職る」（『全唐文補遺』6，三秦出版社，1999 年，p. 167）である。「夏台」は夏の時代の獄名で，後世，刑獄を指した語と思われる。

1-3-1「方圓」：「圓」は「員」とも作る。天地の間の意味。古代中国では地は四角(＝方)，天は丸く(＝圓)と考えられていた。沈約「郊居賦」(『梁書』巻13，沈約伝，p. 239)に「方員を羅して綺錯たり，海陸を窮して兼薦たり」とある。

1-3-2「高縣日月以照臨」：「高縣」は「高懸」と同じ。高くかかげるの意味。「照臨」は高いところから四方を照らすこと。転じて，王が天下よく統治することも意味する。『詩經』小雅・小明(巻13之1，22葉a-b)に，「明明たる上天，下土を照臨す」とみえる。

1-4-1「九曜」：七曜，すなわち現代風に言えば日，月，火，水，木，金，土の7つの星に，本来中国には無く，インドから伝来した羅睺(Rāhu)と計都(Ketu)の2星を加え，九曜と称したという⁽¹⁴⁾。別の解釈では，北斗七星とそれを輔佐する2つの星を合わせた9つの星を指す。『通玄真經』(『文子』)九守(巻3，1葉b，四部叢刊三篇)に，「天に四時・五行・九解(曜)・三百六十日あり」と見える。

1-4-2「德星」：めでたいしるしの星。古代中国では，有道の国に現れると認識されていた。

1-5-1「六藝」：古代中国上流階級の教養とされた6種の技芸。礼・楽・射・御(馬車に乗る技)・書・数を指す。『周礼』地官・司徒・大司徒(巻10，24葉b)に，「郷の三物を以て万民に教えて之を賓興す。……三に曰く，六芸。礼・楽・射・御・書・数なり」とある。また，儒教の六経も指すが，ここでは前者で解釈しておく。

1-5-2「紛紛」：数が多く，次々と，という意味。

1-5-3「妖星」：彗星を指す。古代中国では天災・天下大乱の前兆として出現すると考えられていた。

1-5-4「釵擲」：「釵」は「劍」に同じ。「擲」はなげうつ。目標をめがけてなげつけること。

1-5-5「矯矯而劫迴瑞日」：「矯矯」は武勇に優れた様。「劫迴」は「劫回」「卻回」

(14) 桑原 1926, pp. 300-303, および藪内 1990, p. 183 参照。

とはほぼ同じ。ただ、ここでは「劫」が圧力を加えて相手を後ずさりさせること、おびやかすの意、「廻」が「回」に通じ、もとの場所にもどすことから、武力をもって取り戻すという意味に解した。「瑞日」はめでたい太陽の意。唐・広宣「早秋降誕日献寿二首応制」（『文苑英華』巻178, 7葉b）に、「殿を繞りて祥風起ち、空を当ひて瑞日懸る」と見える。

1-5-6「勇能嚼彘力可拽牛」：安万金の勇敢さ、力の強さを賛美した文。「彘」は豚のこと。豚を噛むことと勇ましさの関係は不詳。吉田豊氏のご教示によれば、イラン世界においては、野生の猪は勇猛さの象徴であるという（ボイス1979, p. 16）。古代中国語には出典が見当たらないこの表現は、安万金がソグド系であることを考えると、あるいはイラン世界の認識を間接的に受けた表現と言えるかもしれないが、両者の関係の有無については不明である。

1-6-1「豹略始因於玄女……龍韜元受於黃公」：「玄女」は伝説上の天上の神女。古代中国伝説上の帝王である黄帝に兵法を授け、蚩尤を征服したという。その黄帝が「黄公」である。『史記』巻1、五帝本紀の「而蚩尤最為暴，莫能伐」に、張守節の「正義」が「竜魚河図」を引いて付した注（p. 4）に、「黄帝摂政するや、蚩尤の兄弟八十一人有り、並びに獸身人語、銅頭鉄額にして、沙石子を食ひ、兵仗・刀戟・大弩を造立し、威は天下に振ひ、誅殺すること無道にして、慈仁たらず。万民、黄帝をして天子の事を行はしめんと欲す。黄帝、仁義を以て蚩尤を禁止する能はず、乃ち天を仰ぎて歎ず。天、玄女を遣りて黄帝に兵信神符を下授し、蚩尤を制伏せしむ。帝因りて之をして兵を主らしめ、以て八方を制す」と見える。また、唐・楊炯「唐右將軍魏哲神道碑」（『楊盈川集』巻8, 8葉b, 四部叢刊初編）に、「兵鈴を索隠するは、玄女黄公の法なり」と見える。「豹略」は『六韜』の中に「豹韜」の一篇があり、後に「豹略」の語で兵法戦略を意味するようになった。「竜韜」も同じく『六韜』中の一篇で、兵法戦略を意味する。当該墓誌とはほぼ同時期の頃に、「豹略」「竜韜」を対で使用する傾向が見られる。後蜀・何光遠『鑑戒録』巻2、判木夾（叢書集成初編, p. 11）に、「蓋し深く豹略を明かにし、精しく竜韜を究むるを以てす」と見える。

1-6-2「武皇」：後唐太祖の李克用のこと。唐の大中十年(856)生まれ、天祐五年(908)没。享年 53 歳。その存命中は、後梁朱全忠との抗争にあけくれ、唐の正朔を奉じ、晋王を称した。息子の李存勗が後梁を滅ぼし、帝位に就くや(後唐・莊宗)、晋王李克用を武皇帝とし、廟号を太祖とした。『旧五代史』卷 29, 唐書・莊宗本紀, 同光元年閏四月条(p. 404)に、「皇考河東節度使・太師・中書令・晋王を追尊し武皇帝と為し、廟号太祖なり」とある。

1-6-3「黄巢」：生年不詳, 884 年没。唐朝を実質的に滅亡へ追いやったいわゆる黄巢の乱(乾符二年(875)～中和四年(884))の首謀者の一人。李克用(武皇)が唐朝の詔を受け、黄巢の乱討伐に加わった時期は、中和二年(882)十一月頃であり、翌年⁽¹⁵⁾にかけて黄巢軍と戦闘を行い、中和三年(883)に長安を黄巢軍からとりもどしている。最終的に黄巢の乱が鎮定するのは、中和四年(884)である。

1-7-1「紫塞」：長城を指す。『太平寰宇記』卷 49, 河東道 10, 雲州雲中県条(台北・文海出版社影印本, 1963 年, 12 葉 b)に、「紫塞長城。冀州図に云ふ。大同以西, 紫河以東, 横に亘りて東は碣石に至り, 綿亘千里たり。崔豹の古今注にいふ, 秦漢の築く所の長城は, 土の色皆紫たり, 故に紫塞と称せらる」とある。李克用が黄巢の乱中、鴈門節度使(会府は代州鴈門県)に任じられ、乱が一応⁽¹⁶⁾の終息をみた後、河東節度使(会府は太原)に任じられたこと⁽¹⁷⁾を踏まえるならば、誌文の「紫塞」は長城全てを指すのではなく、狭義には河東(現山西省)北部の旧長城を挟む南北の両地域(代州・朔州・蔚州および雲州)を指し、広義には太原以北の河東地域を指すものと解釈できる。

1-7-2「久權兵柄擎愛日」：「權」は「秉」に同じで、つかさどるの意。「兵柄」と「愛日」の間の字は、判読しづらい。『補遺』5aでは「擎」とする。「擎」の原義は手に力を入れて物を持上げること。ささげる、かかげるの意味である。「愛日」

(15) 『資治通鑑』卷 255, 僖宗・中和二年十一月条, p. 8277.

(16) 『資治通鑑』卷 255, 僖宗・中和二年十二月条, p. 8283.

(17) 『資治通鑑』卷 255, 僖宗・中和三年七月条, p. 8297.

の第一義は、日時を惜しむの意。第二義は、冬の日⁽¹⁸⁾の意。そこから転じて恩徳の喩えともなった。この句の全体の意味としては、長期にわたり軍事に携わり、日時を惜しんで戦に参加し敵を征伐した、という意味にとれそうだが、すると「擎」字の釈文に疑問が残る。ここは『補遺』5aに従い「擎愛日」とし、皇帝の恩徳をかかげながら敵の征伐にあたった、という意味に解しておく。

1-7-3「明宗」：後唐の第2代目の皇帝で、名は李嗣源。五代時期においては、後周の世宗と共に名君と称せられる。咸通八年(867)、応州金城県(現在の山西省応県)に生まれる。天成元年(925)四月、帝位に即く。長興四年(933)十一月没。享年 67 才。『旧五代史』巻 35、唐書・明宗本紀(p. 481)に、「明宗聖徳和武欽孝皇帝、諱は亶、初めの名は嗣源、即位するに及び、今の諱に改む、代北の人なり」と見える。明宗はチュルク系の習俗を保持していたと言われる。岡崎 1945・1948 参照。

1-7-4「嚴州」：現在の広西壮族自治区南寧市の東北約 140kmにある来賓にあたる。後唐の時代(923-936)、嚴州は楚あるいは南漢の領域であったから、「嚴州刺史」は実際には任地には赴任しない遥領である。

1-8-1「委魚符」：この「魚符」は、銅魚符あるいは隨身魚符を指すと考えられる。唐制では、銅魚符は銅製の鯉の形をした割符で、用途により、兵を発する場合の符(発兵符)、門を開門する際の符(門符)、州刺史など地方長官交替の際に勘合するための符(州符)に分類できる。隨身魚符は、本来、玉製(太子)・金製(親王)・銅製(庶官)のもので、官人の身分を明らかにし、徴召の際に本人であることを証明するもの。三品以上は金色の飾り絲の袋(金魚袋)、五品以上は銀色の飾り絲の袋(銀魚袋)に入れて携帯した。唐制では垂拱二年(686)より州刺史は銅魚符と隨身魚符の両者を帯びることとなったが、開元年間には服飾の一部と化していた⁽¹⁹⁾。墓主の安万金は嚴州刺史に任ぜられる以前、禁軍あるい

(18) 「愛日」をもって恩徳の喩えとするのは、『漢語大詞典』7(漢語大詞典出版社、1991年、pp. 632-633)の新解釈である。引用史料の読みには疑問もあるが、一応ここではこの解釈に従っておく。

(19) 唐代魚符については、布目 1962, pp. 5-17 参照。

は昭義節度使下の軍將を歴任したことが誌文後文に見える。墓主安万金の卒年は、誌文では天福二年(937)と読めるが、おそらく天福四年(939)が正しい卒年であることから([注釈]1-27-1参照)、生年は唐・懿宗の咸通五年(864)となる。その軍人一筋として活動してきた安万金が軍將から刺史職への栄転を果たしたのは、後唐・明宗時期(925-933年)であるから、62歳から70歳の間のこととなる。誌文の「魚符」が銅魚符を指すのか、隨身魚符を指すのか判然としないうが、おそらくこの時点で実質上五品以上の官人に相当する待遇を受けることとなり、その意味での「魚符」(隨身魚符)を賜ったと考えたい。「委」は贈るの意味。

1-8-2「留伴飯於天庭」：「伴飯」は「伴食」と同じ。「伴食」の原義は、お供をして食事すること。転じて官にあつて無能な者を指す語となった。しかし、墓誌銘中で墓主を誹謗することは考えられないので、嚴州刺史には任じられたが、実際は任地へ赴かないで、中央朝廷に留まったという意であろう。

1-8-3「寵渥」：皇帝の寵愛と恩沢。

1-8-4「貝州」：現在の河北省清河县。唐代から五代後晋の初め、天福三年(938)十一月までは、いわゆる「河朔の三鎮」の一つである藩鎮魏博の支郡であった⁽²⁰⁾。すなわち、安万金が貝州刺史に着任した時、魏博節度使の管轄下にあったこととなる。

1-9-1「來暮」：この語の出典は『後漢書』卷31、廉范伝(p.1103)に、「建初中に、蜀郡の太守に遷る。……成都の民物豊盛なるも、邑宇側らに逼る。旧制に民の夜作するを禁じ、以て火災を防ぐも、而るに更に相隱蔽し、焼く者日ごと属く。范、乃ち先令を毀削し、但だ厳しく水を儲へしむるのみ。百姓、便と爲し、乃ち之を歌ひて曰く。廉叔度、来るも何ぞ暮きか。火を禁ぜず、民、作を安んず。平生襦無し、今五綵あり」と見える。もっと早く来てくれれば良かった、来るのが遅いという意味。後に地方官の徳政を称える語にもなった。誌文では前者の意味に解した。

(20) 栗原 1988, pp. 468-502.

1-9-2「一人」：構文上、前の「百姓」と対となっており、天子を意味する。『書経』太甲・下の「一人元良，万邦以貞」に対する孔安国の「伝」（巻8，23葉b）に、「一人は，天子なり」と注がある。また，詠文では「一人」の前に3字分の空格があり，このことから「一人」が皇帝を意味することが判明する。

1-9-3「蔚」：「鬱」に通じ，憂えるの意味。

1-9-4「去思」：人が去った後にその人を慕うこと。『漢書』巻86，何武伝（p. 3485）に，「吏を除せんと欲すときは，先に科例を為し以て請託を防ぐ。其の居す所にも亦赫赫の名無し，去りて後に常に思はる」とあるのが典故。後に地方官が離職する際，その地方の士民が思い慕うという意味にもなるが，詠文では天子（明宗）が墓主（安万金）の地方官への転出後，彼を思い慕ったという意味であろう。

1-9-5「興農佩犢」：「興農」は農業を興すこと。「佩犢」は刀を佩びるのをやめ牛を飼うことから，武事をやめて殖産に従事すること，官を辞めて農事に務める意味。

1-10-1「藹藹八紘」：「八紘」は八方の極遠の地を指す言葉。『淮南子』墜形訓（『淮南鴻烈集解』，中華書局標点本，1989年，pp. 136-138）に，「九州の外，乃ち八殫有り，……八殫の外，而ち八紘あり」とある。そこから転じて全世界を意味するようになった。「藹藹」は盛んなさま。『広雅』巻6，釈詁（叢書集成初編，1936年，pp. 73-74）に，「藹藹とは，盛んなり」とある。

1-10-2「露冕」：晋・陳寿「益都耆旧伝」（『説郛』弓58，上海古籍出版社影印本，1988年，p. 2682）に，「郭賀，荊州刺史を拝す。明帝巡狩し南陽に到るや，特に嗟嘆せられ，賜ふに三公の服，黼黻旒冕を以てす。敕して幘を去り露冕せしめ，百姓をして此の衣服を見せしめ，以て其の徳を彰す」と見える。行政に功績がある地方官に対し，皇帝の恩典が加えられることの典故。

1-10-3「六條」：前漢武帝の時，部刺史が設置され，地方官の監察を掌った。この部刺史の監察は詔條を奉じてなされたが，その具体的内容が「六條問事」といわれるものである。後に「六條」の語を以て，地方における官吏を考察する

職務や職権、さらには地方へ刺史として転出し、地方行政に携わることも意味するようになった。唐代の用例では『旧唐書』巻20下、哀帝本紀、天祐二年五月壬申(pp. 794-795)の敕に、「(左僕射裴枢・右僕射崔遠)須らく八座の榮を離るべし、^{なほ}尚六条の政に付し、^{とが}勉めて己を咎むるを思ひ、人を尤むるに至ること無かれ。枢は朝散大夫・登州刺史を責授すべし、遠は朝散大夫・萊州刺史を責授すべし、便ち発遣し京より出しめよ」とある。

1-10-4「褰幃」:「褰」は「褻」に通ず。「褻幃」は「褻帷」と同じ。〔注釈〕1-10-2の「露冕」と一緒に使われ、行政に功績がある地方官に対し、皇帝の恩典が加えられることの典故となった。また「褻帷」には、もうひとつ別の意味がある。『後漢書』巻31、賈琮伝(p. 1112)に、「時に黃巾新たに破れて、兵凶の後、郡県斂を重くして、因縁姦を生ず。詔書もて刺史・二千石を沙汰し、更に清能の吏を選し、乃ち琮を以て冀州刺史と為す。旧典に、伝車驂駕は、赤き帷裳を垂れ、州の界に迎ふ。琮、部に之くに及び、車に升り言ひて曰く、刺史当に遠視広聴し、美惡を糾察すべし、何ぞ反って帷裳を垂れ以て自ら掩塞する有らんや、と。乃ち御者に命じ之を褻す」と見え、官吏が民衆に近づき、清廉な行政を行うことの典故となった。誌文の「褰幃」は後者の意味で解釈しておく。

1-11-1「闔境」:「闔」は全ての意。「闔境」は領域内すべての意味。

1-11-2「一方」:ある特定の地域、その地域という意味。『晋書』巻59、趙王倫伝(p. 1602)に、「時に齊王の冏、河間王の顥、成都王の穎は並に強兵を擁し、^{おのおの}各一方に拠る」とある。

1-11-3「曾諱德昇」:安德昇の名は、管見の限り、編纂史料、石刻史料には見えない。

1-12-1「鎮武馬軍」:墓主安万金の生没年(864-939)をもとに、今、一世代を大体30年で計算すると、⁽²¹⁾曾祖父安德昇が没したのは唐文宗の太和年間(827-835)頃と考えられる。太和年間当時、「鎮武軍」の語は現存する編纂史料上確認

(21) 桑原 1917, pp. 597-600.

できない。⁽²²⁾可能性としては、① 現在では記録に残らない具体的位置や経歴不詳の鎮武軍(馬軍)の存在、② (同音異字による) 撰文の際の誤字、③ (同音異字による) 刻字の際の誤りなどが考えられる。①については、これ以上考察することは不可能であるから、ここでは②と③の場合について可能性を提示しておきたい。この場合、墓主関係者が河東北部に出自するらしいことと重ねあわせると、「振武」の誤りではないかと推測される。ちなみに「鎮」と「振」とは、現代中国語音では同音(zhen)であり、この2字が同音になったのは、唐から宋の間である。⁽²³⁾両字を誤って記す例として、南宋慶元刊本を影印した百衲本を底本とする中華書局の標点本『新五代史』巻51、雜伝・朱守殷に「同光二年、領鎮武軍節度使」(p. 573)とあるが、他の『新五代史』の版本や『旧五代史』巻74、唐書・朱守殷伝では「振武節度使」(p. 971)とする。また、百衲本『遼史』は元末の補刻本や明初の翻刻本を集大成したものであるが、それを底本とした中華書局標点本『遼史』巻21、道宗本紀・清寧四年三月戊寅条に「募天德・鎮武・東勝等処勇捷者，籍為軍」(p. 256)とあるが、この「鎮武」も「振武」の誤りであると校訂している。これら正史における誤字は後世(南宋～明初)の誤刻であるから、墓誌銘作成時の後晋時期と同列に論じることとはできないが、「鎮」と「振」が同音であるため、誤りやすかったと考えられる。もし「振武」とすれば、振武軍節度使のこととなる。振武軍節度使は、唐代では单于大都護府(安北都護府。現在の内モンゴル自治区和林各爾附近)を会府とし、五代初期に朔州(現在の山西省朔県)に会府を移した藩鎮である。

1-12-2「指揮使」：一軍を率いる軍將名。⁽²⁴⁾誌文から推測する限りでは、安徳昇

(22) 現在確認できる鎮武軍の名は、後晋・天福六年(941)、いわゆる十国のうち現在の福建省にあった閩国の建州に鎮安軍節度使が置かれ、ついで鎮武軍と改称されたことが、『資治通鑑』巻282、後晋・高祖・天福六年正月条にみえる。これは明らかに、誌文の「鎮武馬軍」とは合致しない。

(23) 藤堂 1956, pp. 195-201; 藤堂 1980, pp. 1571-1590; 高田 1985, pp. 76-79.

(24) 指揮使に関しては、周藤 1952, 杜 1995 があるが、文献史料のみからのアプローチで、不十分である。現在、唐末・五代の軍職の変遷に精力的に取り組んでいる渡邊孝氏が、石刻史料をも駆使した指揮使の研究を進めており、近くその成果が発表されるという。本稿の指揮使に関する記述も、一部渡邊氏から教示を受けた。

の肩書きのうち、この「鎮武馬軍指揮使」が実職と思われる。ただ、安徳昇が活躍していた中唐時期(770-835)には指揮使の名称は編纂史料上現れず、黄巢の乱直前に見えはじめ、晩唐・五代を通じて定着していく。藩鎮体制下の軍制は、従来、都知兵馬使—兵馬使—十将などからなる体系であったが、黄巢の乱前後を境として都指揮使—指揮使—都頭(都將)を根幹とする新しい軍職の体系に編成し直されていったといわれる。⁽²⁵⁾ このように、指揮使は従来の兵馬使にとって代わった新しい軍職である。安徳昇はおそらく兵馬使クラスの職を有していたのを、誌文作成当時の職号であった指揮使の名称をもって書き換えたものと考えられないだろうか。

1-12-3「索葛府刺史」：「索葛」は Soghd を音転写したもの。索葛府に関しては後述。

1-12-4「箭射九鳥」：「九鳥」は太陽のこと。伝説時代、羿なる弓の名手が、当時 10 個あった太陽のうち、9 つを射ち落としたことを踏まえている。

1-12-5「六鈞弓」：六鈞の重さのもので引くことができるほどの強弓という意味。『春秋左氏伝』定公八年(巻 55, 11 葉 b)に、「士皆坐列して曰く、顔高の弓は六鈞なり、と」と見える。周代の一鈞は三十斤、六鈞はすなわち百八十斤である。当時の一斤は十六両、一両は 16g。従って六鈞は約 46kg に相当する。⁽²⁶⁾

1-13-1「丈六戈」：「丈六」は一丈六尺。唐尺で計算すると、約 5m。

1-13-2「祖諱重胤」：安重胤の名は、管見の限り、編纂史料、石刻史料には見えない。

1-13-3「靜塞軍」：「靜塞軍」の名は、唐五代時期、編纂史料上、次のように現れる。

① 唐代、范陽節度使下の 9 軍のうち、薊州(現在の河北省薊県)城内に置かれた軍。⁽²⁷⁾

(25) 渡邊 1994, p. 80.

(26) 鎌田正『春秋左氏伝』(明治書院, 新釈漢文大系, p. 1685) の注に従う。

(27) 『通典』巻 172, 州郡 2, 中華書局標点本, 1988 年, p. 4481; 『旧唐書』巻 38, 地理志 2・范陽節度使, p. 1387; 『新唐書』巻 39, 地理志 3・薊州漁陽郡, p. 1022.

②唐代、庭州(北庭都護府)輪台県(現在の新疆ウイグル自治区ウルムチ市西
南)に置かれた軍。大暦六年(771)に設置されたことが確認できる。⁽²⁸⁾

③五代後周、顯徳元年(954)設置の代州節度使の軍額。⁽²⁹⁾

墓主安万金の生没年から、祖父の安重胤は9世紀の人と推測できる。①とすると、朔州管内にあったと思われる索葛府(第4節(1)参照)を本籍としている安万金の家系のうち、祖父のみ河北で軍職に就いていたことになる。②の場合、9世紀の庭州(北庭都護府)はウイグルの勢力下に置かれており、その時点で唐朝が設置した静塞軍が存続していたかどうかは不明。仮に存続していてもその軍に安重胤が所属していた可能性は低い。③は、本墓誌作成時(939=後晋・天福四年)以降設置されたものである。以上から、可能性としては①が妥当と思われる。しかし敢えて憶測を交えて述べれば、誌文の「静塞軍」は、現在記録に残っていない代州附近にあった軍号と考えられないであろうか。曾祖父の安德昇が「振武」の誤記の可能性がある「鎮武軍」の指揮使であったこと、父の安進通が応州別駕であったこと、そして代々河東北部の朔州にあったと思われる索葛府の刺史を務めていたことなど、すべて代北といわれる地域と関係しているからである。

1-13-4「都游奕使」：「游奕使」は斥候に従事する軍人。『通典』卷152, 兵5・守拒法附(中華書局標点本, 1988年, pp. 3901-3902)に、「游奕は、軍中より驍果にして山川泉井を諳んずる者を選びて充つ。常に烽・鋪・土河と与に計会し交牌し、日夕還候す。亭障の外に於いて、生を捉ふれば事を問ふ。其の軍中の虚実挙用、游奕の人をして知らしむること勿かれ。其の副使・子将、並びに久しく軍行する人、騎射を善くする者を取りて兼ねせしむ」とある。「都游奕使」はそれらを束ねる軍職か。

(28) 『旧唐書』卷11, 代宗本紀, 大暦六年九月戊申, p. 298; 『新唐書』卷40, 地理志4・北庭大都護府, p. 1047.

(29) 『旧五代史』卷114, 周書・世宗本紀, 顯徳元年五月丁丑, p. 1516.

(30) 9世紀の「西域」情勢については森安1979参照。

1-14-1「四境之夜無吠犬」：その地域が良く治まっている様を表現したもの。

1-14-2「翦除姦盜」：「姦」は「姦」。「翦除」は消滅させること。

1-14-3「皇諱進通」：安進通の名は、管見の限り、編纂史料、石刻史料には見えない。

1-15-1「守應州別駕」：「應州」は現在の山西省応県。応州の名は新旧『唐書』には見えない。『資治通鑑』巻266、後梁太祖開平二年二月条(p. 8690)に、「又大同節度使を領し、蔚・朔・應州を以て巡属と為すを求む。」と見え、唐滅亡(907年4月)の翌年二月には、應州はすで存在していたことが判明するから、唐極末・五代極初に設置されたと考えられる。『五代会要』巻20、州県望(p. 325)、『遼史』巻41、地理志5(p. 513)にその沿革を記すが設置年代は記されていない。「別駕」は州の次官。唐制によれば、別駕の品階は上州の場合従四品下、中州で正五品下、下州で従五品上である。⁽³¹⁾ 應州は明宗の天成四年(929)に望州に昇格しているが、⁽³²⁾ それ以前のランクは不明。よって安進通の時の応州別駕の品階は不詳である。「守」とは、唐制では職事官の品階が散官の品階より高い場合、職事官名の前に「守」字を加え、その逆は「行」を加えた。⁽³³⁾ しかし、安進通の場合、銀青光祿大夫で従三品の文散官を有している。州の別駕は上州の場合でも従四品下なので、本来なら「銀青光祿大夫行應州別駕」とすべきである。〔注釈〕2-2-3に述べる「夫人何氏墓誌銘」における安万金の肩書きも、同様の事例が見られる。また、他の事例では、「唐故定州義武軍節度随使歩軍都教練使左横衝軍使西(下欠)使銀青光祿大夫檢校戸部尚書右監門衛大將軍守祁州刺史兼御史大夫上柱(下欠)(某楚墓誌銘)」⁽³⁴⁾ がある。ここでは、五代の混乱時期には一時的に「守」「行」の厳密な使用がなされなかった可能性があることを指摘するに留めておく。

1-16-1「驥足」：原義は駿馬の足。そこから優れた才能を喩える語となった。

(31) 『唐六典』巻30、上州中州下州官吏条、中華書局標点本、1992年、pp. 745-747。

(32) 『五代会要』巻20、州県望、上海古籍出版社、1978年、p. 325。

(33) 『旧唐書』巻42、職官志1、p. 1785。

(34) 『京畿冢墓遺文』巻下、26 b、石刻史料新編18、新文豊出版公司、1977年所収。

1-16-2「妣曹氏」：「妣」は母のこと。対が「考」。「曹氏」は、漢人の姓であると同時に、中央アジアのカブーダン(曹国)出身のソグド人が中国において称したソグド姓のひとつでもある。

1-16-3「鹿邑縣太君」：「縣太君」は夫人の爵号のひとつ。唐制では、『唐六典』巻2、吏部条・司封郎中・外命婦之制(p. 39)に、「五品、若しくは勲官三品封有らば、母・妻は県君為り。……其の母の邑号、皆「太」の字を加ふ」とあり、五代時期にもこの制度が引き継がれたことは、『五代会要』巻14、司封条(p. 236)に見える。「鹿邑」は亳州管内の県名。治所は現在の河南省鹿邑県城の西、約28kmほどの試量郷鹿邑城村に比定される(国家文物局主編『中国文物地図集・河南分冊』、中国地図出版社、1991年、p. 432)が、この場合は雅号である。

1-17-1「稷契之苗裔」：稷、契ともに中国の伝説上の名臣。堯・舜に仕え、稷は農業をつかさどって周の祖となり、契は教育をつかさどって殷の祖となったという。

1-17-2「周平王」：周の東遷で洛邑(洛陽)において即位した平王のこと。

1-17-3「六蕃」：唐代から使用されはじめた語で、北アジア系非漢族(中にはイラン系も含むと思われる)の総称。『旧唐書』巻200上、安祿山伝(p. 5367)に、「長ずるに及び、六蕃の語を解し、互市牙郎と為る」という用例がある。誌文では、周の西方に居た周の系統に属さない「犬戎」を、「六蕃」という当時の言葉で表現したものであろう。

1-18-1「萬夫膽碎」：「萬夫」は多くの人。「膽碎」は、驚き懼れるさま。岑参「赴犍為經竜閣道」(『岑嘉州詩』巻1、32葉b-33葉a、四部叢刊初編)に、「汗流して鳥道を出で、膽碎して竜渦を窺ふ」とみえる。

1-18-2「直指」：まっすぐに赴くこと。

1-18-3「八表」：極めて遠い場所を指す。顔延年「北使洛」(『文選』巻27、2葉a、四部叢刊初編)に、「王猷は八表に升り、嗟行くこと暮年に方る」とある。

1-19-1「馬軍左第二軍使」：以下、墓主安万金の州刺史就任以前の軍職歴が述

べられる。「馬軍左第二軍使」には軍号が無い。以下に出てくる「昭義軍」の語が省略されたものか、あるいは別の軍(可能性としては親軍)なのか判然としない。ここではとりあえず、昭義軍とは別の馬軍と解しておきたい。「軍使」は、五代においては中・下級の軍将ポスト。五代の軍職体系の専論はまだみられないが、渡邊 1994, pp. 78-79 による暫定的復元像を示せば、以下のようになる。

都指揮使 — (左右?) 廂指揮使 — 指揮使 — 副指揮使 — 軍使・都頭 —
副兵馬使 — 軍頭・十將

この位置は、五代武将の経歴によってもある程度、裏付けられる。今、いくつか事例を示すと、

- ① 張虔釗：左右突騎軍使(後唐武皇・莊宗) → 護駕親軍都指揮使(後唐明宗)⁽³⁵⁾
- ② 楊思權：控鶴右第一軍使(後梁) → 右廂夾馬都指揮使(後唐莊宗)⁽³⁶⁾
- ③ 陸思鐸：突陣・拱辰軍使 → 拱辰左廂都指揮使(後梁時)⁽³⁷⁾

とあり、ともに軍使から(都)指揮使に昇格している。今、五代軍制の最終的な姿を北宋の禁軍の構成を事例にとって見てみると、次の如くである。まず軍額を有する禁軍があり、それは左右廂軍に分かれ、それぞれ都指揮使によって統べられる。左右廂の下には数個の軍があり、ここには都指揮使・都虞侯が置かれた。その軍は数個の指揮(軍の単位)を統べ、各指揮には指揮使・副指揮使が置かれた。指揮の下は都があり、都ごとに軍使(歩軍は都頭という)・副兵馬使(歩軍は副都頭という)・十將・將虞侯・承局・押官が置かれていた。⁽³⁸⁾

1-19-2「昭義軍左游奕馬軍指揮使」：「昭義軍」とは潞州(現在の長治市)を会府とする藩鎮の軍額。もとは、大暦元年(766)に、河北南西部に位置した安祿山の残党を主体とする相衛節度使に与えられた軍額であったが、大暦十二年(777)に、河東南東部に位置し、唐朝の対河北防衛拠点であった沢潞節度使が相衛節

(35) 『旧五代史』巻 74, 唐書・張虔釗伝, p. 973.

(36) 『旧五代史』巻 88, 晋書・楊思權伝, p. 1152.

(37) 『旧五代史』巻 90, 晋書・陸思鐸伝, p. 1189.

(38) 菊池 1956, p. 54 および『宋史』巻 187, 兵志 1, p. 4584 参照.

度使を併合すると、軍額も潞州へ移り、以後、沢潞節度使の軍額となった。⁽³⁹⁾ちなみに、唐代の藩鎮昭義は、唐末に再び河東側と河北側に分裂するが、軍額は沢潞節度使が継承する。五代時期における昭義軍額の名称変遷は複雑である。『五代会要』巻24、諸道節度使軍額、p. 383にも昭義軍額変遷の記述が見られるが、やや簡潔である。今、栗原1988, pp. 678-698によれば、①昭義(唐・建中元年～後梁・竜徳二年四月)、②安義(竜徳二年四月～後唐・同光元年三月)、③匡義(後唐・同光元年三月～同年十二月)、④安義(後唐・同光元年十二月～長興元年三月)、⑤昭義(後唐・長興元年三月～北宋・太平興国元年十月)の5つである。誌文での呼称は、撰文時期(天福四年)の呼称で統一したものであろう。「昭義軍左游奕馬軍」という具体的軍名は、編纂史料には見えないが、明らかに昭義節度使下のいくつかある軍の一つである。語句の意味から判断すると、偵察騎馬隊分隊というところであろうか。

1-20-1「塞寧軍使」：この軍名は編纂史料には見えず、具体的な所在・規模など不詳。あるいは「寧塞軍」の誤りかとも考えられる。「寧塞軍」とすれば、かつて李嗣本が塞寧軍使になったことがあるが、⁽⁴⁰⁾いずれにしても具体的位置などは不詳。唐代では、延州(現在の陝西省延安市)を会府としていた保塞軍節度使の軍額が、光化元年(898)に塞寧軍と改められたが、⁽⁴¹⁾この呼称は唐末の極一時的なものであった。⁽⁴²⁾

1-20-2「右先鋒指揮使」：軍額を冠しておらず、昭義軍の所属ではない可能性がある。「先鋒指揮使」の語は、『旧五代史』巻61、唐書・安審通伝(p. 816)に、「審通、金全の猶子なり。幼くして莊宗に事へ、累ねて戦功有り、転じて先鋒指揮使たり。同光の初め、北京右廂馬軍都指揮使と為り、奉化軍に屯す」と見える。

1-20-3「昭義軍衙隊指揮使」：編纂史料中、「昭義軍衙隊」の語は見えない。衙

(39) 唐代の藩鎮昭義軍の成立過程については森部1994参照。

(40) 『旧五代史』巻52、唐書・李嗣本伝、p. 709。

(41) 『新唐書』巻64、方鎮表1、p. 1791。

(42) 栗原1988, pp. 373-385。

隊は衙軍のこと。劉禹錫「同樂天和微之深春」(『劉禹錫集箋證』, 上海古籍出版社, 1989年, p. 1097)に, 「節院, 衙隊を収め, 毬場, 看車を簇む」とみえる。

1-21-1「昭義軍在城及守禦左右廂都指揮使」: このポストも編纂史料中には見えない。昭義節度使の会府であった潞州城駐屯軍を率いる上級の軍将と考えられる。

1-21-2「前後指揮使七處」: 「軍使」をも含めた上述の7つの軍将ポストを指して「指揮使七處」と表現している。

1-22-1「何氏」: 安万金夫人。次節にて墓誌銘を紹介する。何姓は、漢人の姓であると同時に、中央アジアのクシャーニヤ(何国)出身のソグド人が、中国において名乗ったソグド姓のひとつでもある。

1-22-2「陳留縣君」: 県君は婦人に与えられる爵の一つ。〔注釈〕**1-16-3** 参照。陳留は汴州管内の県名。現在の河南省開封市の南。ただ、この場合は雅号である。

1-22-3「長元進」: 安元進は安万金と何氏夫人との間の長男であり、庶子を含めた長子は後述の安元審である。

1-22-4「内殿直」: 内殿直と号する軍の存在は、後唐廢帝の時(934-936)までさかのぼることができる。『宋史』卷484, 周三臣伝・李筠(p. 13970)に, 「(李筠)清泰の初め, 募に応じ内殿直と為り, 控鶴指揮使に遷す」とある。殿直とは天子の宮殿あるいは藩鎮州県の庁堂・庁事に宿衛する意味で, 「内殿直」の本義は内廷に宿直し, 天子の身邊に奉仕する意味という。⁽⁴³⁾ 本墓誌銘が撰述された後晋・天福年間に「内殿直」が存在していたことは, 王彦昇が後晋天福年間に内殿直に転じていることから確認できる。⁽⁴⁴⁾ 後に, 後周世宗が禁軍を改革した際, 従来の侍衛親軍を牽制するために設置した殿前諸班の一つの軍名となる。⁽⁴⁵⁾

1-23-1「延超」: 「夫人何氏墓誌銘」では「元超」とする。

(43) 日野 1939, pp. 442-444.

(44) 堀 1953, p. 123; 趙雨樂 1993, pp. 15-29.

(45) 『宋史』卷250, 王彦昇伝, p. 8828.

1-23-2「檢校左散常侍」：「夫人何氏墓誌銘」では「檢校左散騎常侍」とする。「騎」は「騎」。檢校左散騎常侍が正しい。

1-24-1「護聖副兵馬使」：「護聖」は後晋禁軍の侍衛親軍のうち、侍衛馬軍の軍額⁽⁴⁶⁾。「副兵馬使」は、五代軍職の体系のうちでは下級ポストにあたる。五代軍職の体系については、〔注釈〕1-19-1 参照。この護聖軍については、〔注釈〕2-19-1 も参照。

1-24-2「米氏」：米姓は、中央アジアのマーイムルグ（米国）出身のソグド人が、中国において名乗ったソグド姓のひとつ。

1-24-3「元審」：「夫人何氏墓誌銘」によると、この安元審が長男のようである。

1-25-1「殿前承旨」：殿直のこと。本墓誌作成直後の後晋天福五年（940）に殿前承旨⁽⁴⁷⁾を殿直と改名した。

1-26-1「趙氏」：この趙氏は、墓誌後文の「普、姻婭に叨忝」したという表現から、本墓誌撰者の趙普と血縁関係の深い女性と考えられるが、具体的関係は不詳。

1-26-2「事石家」：石姓は、漢姓であると同時に中央アジアのタシュケント（石国）出身のソグド人が名乗ったソグド姓のひとつでもある。「事」は他家に嫁ぐ意味。

1-26-3「西京」：後晋の時の西京は洛陽。

1-27-1「十一月戊辰朔十七日甲申……遷柩」：誌文の流れからすると、安万金は天福二年（937）十月に病死し、十一月十七日に葬られたように読める。しかし、陳垣『二十史朔閏表』（1926 → 中華書局、1962 年）によれば、天福二年十一月朔は庚戌にあたり、誌文の「戊辰朔」と矛盾する。この前後で「十一月戊辰朔」に合致する年は天福四年（939）である。また天福四年十一月十七日は甲申にあたり、これも誌文と矛盾しないから、安万金の被葬年は天福四年である。

(46) 堀 1953, p. 114; 張其凡 1993, pp. 25-29.

(47) 『旧五代史』卷 79, 晋書・高祖本紀, 天福五年四月丙午條, pp. 1039-1040.

これに関連して安万金の卒年などの問題について、若干の私見を述べる。以上のように、安万金の被葬年が天福四年であると訂正できた。すると誌文のすぐ上にある「其の年十月内、忽ち寝疾を^{たちま}縶ひ、善く私第において終はる」の「十月」も天福四年ではないのかという疑問が生じる。この問題に関しては、次節で紹介する「夫人何氏墓誌銘」の記述も含めて解き明かしていきたい。まず、安万金の卒年を天福二年十月とすると、二年もの間、安万金の墓誌銘は作成されなかったこととなり、不自然である。かりに墓誌銘が作成されていたとしても、安万金夫人何氏は天福四年六月二十五日に卒し、八月四日に葬られているから、この時点で合葬され墓誌銘が作成されているはずである。次に、これに関連するが、「夫人何氏墓誌銘」には安万金の死去に関する記述が無い上に、また何氏を埋葬するのに「殯」の語を使っている。「殯」は本来、かりもがりの意味で、柩に納めて埋葬する以前の状態をいうが、派生して墓誌銘などでは埋葬の意味で使用されることもある。その場合、後に夫もしくは夫人と合葬する以前の仮埋葬的な意味での埋葬であり、正式な合葬には「祔」などが使用される。一方、「安万金墓誌銘」には夫人とともに「遷祔」したとあるから、安万金の死が夫人の後の天福四年十月であると推測できる。⁽⁴⁸⁾最後に、「夫人何氏墓誌銘」における安万金の肩書きのうち、檢校官は「司空」であるが、「安万金墓誌銘」では「司徒」となっている。司空と司徒は、太尉とともに三公といわれる名譽的な称号であるが、その中にもランクがあり、太尉のランクが筆頭で、次に司徒、司空の順である。⁽⁴⁹⁾かりに安万金の卒年が天福二年とすると、死後の天福四年六月から八月ころは「檢校司空」だったのが、十一月に「檢校司徒」となり、死後二年経

(48) 墓誌銘中の「殯」と「祔」の用例としては、「唐故朝散大夫節度押衙兼御史中丞劉公妻清河張氏墓誌銘并序」(『全唐文補遺』7, 三秦出版社, 2000年, pp. 102-104)に、「(劉驥)大和己酉の歳六月旬有廿九日、瀛州の官署に歿す。……夫人は清河の張氏たり。……宝曆元年正月十四日先に歿す。享年三十有三。其の年十一月、幽州幽都県西界卅里房仙郷新安里の崗原に殯す。礼なり。大和三年秋八月十三日を以て、夫人の故塋を啓き、府君の神柩を迎へ、遂に焉に遷祔す」とあり、「殯」を仮埋葬、「遷祔」を合葬の意味で解することができる。

(49) 森部 1997で扱った何弘敬の例をみても、三公内ので昇進がうかがえる。

過した後に立て続けに検校官が昇格したこととなり、これも不自然である。以上から、安万金が夫人何氏より先の天福二年に卒していた可能性は低く、「安万金墓誌銘」の「其の年十月内」は天福四年ということになろう。今、この考えが正しいとすれば、次節の「夫人何氏墓誌銘」が撰述された時点では安万金はまだ存命ということになり、同墓誌銘2行～3行目に「夫光祿大夫……安萬金」と記されているのは、安万金自身が「夫人何氏墓誌銘」の撰者であると考えられることもできよう。

1-28-1「河南縣北邙山張楊里伯樂原」：「夫人何氏墓誌銘」には被葬地は「河南縣平洛鄉張楊村」と記される。両墓誌出土時の詳細なデータは不明であるが、「安万金墓誌銘」は北陳莊から、「夫人何氏墓誌銘」は北陳莊南地から同一年月日⁽⁵⁰⁾に出土したということから、ほぼ同一地点と考えていいだろう。当該墓誌発見地は現在の河南省孟津県北陳莊であり、この地が「河南縣平洛鄉張楊村」であると比定することができる。孟津県北陳莊は洛陽老城区と孟津県城を結ぶ幹線道路沿いにあり、洛陽老城区の北、約10kmの地点である。この距離は、「夫人何氏墓誌銘」に記された「去京二十里」とほぼ一致する。河南県庁は唐代では洛陽城を東西に流れる洛水の南側城内の寛政坊に置かれており、北側城内の毓德坊⁽⁵¹⁾には洛陽県庁が置かれていた。すると、洛陽城の北郊は洛陽県の管轄のようにも思えるが、洛陽城外の郊区における両県の管轄境域は複雑で、現段階では明確な境界線は引けないと言われる。⁽⁵²⁾
⁽⁵³⁾

1-28-2「普叻忝姻婭」：「普」は本墓誌撰者の趙普。「姻婭」は婚姻関係にある親

(50) 『隋唐五代墓誌匯編』洛陽 15, 天津古籍出版社, 1991 年, p. 148.

(51) なお「河南縣平洛鄉張楊村」の名は、最近、洛陽市郊外から続々と発見されている唐代墓誌銘にも見え（「夫人王氏墓誌」「千唐誌齋」下, 文物出版社, 1984 年, p. 1116）, 愛宕氏の比定によれば、平洛郷の具体的な場所は洛陽城の北北東にあたる。愛宕 1988, pp. 92-93 の地図参照。

(52) 『元和郡県図志』巻5, 河南道・河南府, 中華書局標点本, p. 131, 『宋本太平寰宇記』巻3, 河南府・洛陽県条(中華書局影印本, 2000 年, 11葉 b)では德懋坊西南隅とする。

(53) 愛宕 1994, pp. 257-258, 寛政坊条註(1) 参照。

戚。「叨忝」は謙讓的表現で、恥ずかしく感じるほど不相応な恩恵をうけることの意味。『旧唐書』巻189下、儒学伝・祝欽明(p.4970)に、「欽明等本自り腐儒にして、素より操行無く、崇班列爵するは、実に叨忝為り」とある。

1-29-1「嘉招」：人の招待を敬っていう言葉。

1-29-2「黃絹之辭」：絶妙の名文の意味。この語は『世説新語』捷悟篇(『世説新語箋疏(修訂本)』上海古籍出版社、1993年、p.579)にある故事を踏まえたもの。「辭」は「辞」に同じ。

1-29-3「獲刊翠珉之上」：「翠珉」は石碑のこと。ただし、石碑を「翠珉」というのは、宋代の黄庭堅「淡山巖に題する」(『豫章黄先生文集』巻8、14葉b、四部叢刊初編)に、「雄文、翠珉に鑱るを得ざりしを」とみえるものの、五代以前の用例は不明。「刊」は石に文字を刻んで碑にすること。「獲」は「得」と同じ。

1-30-1「毓我兮二儀」：「毓」は「育」と同じ。成長するの意味。「二儀」は天地の意味。潘岳(安仁)「為賈謐作贈陸機」の「二儀烟煴」に対する李善の注(『文選』巻24、32葉b)に、「周易に曰く：易に太極有り、是れ兩儀を生ず、と。王肅曰く：兩儀とは、天地なり」と見える。

1-30-2「天生天煞」：「天生」は天が物を生ずること。「煞」は「殺」の異体字。

1-30-3「荷堯雲之霽霽」：『旧唐書』巻30、音楽志3(p.1094)に、「景竜三年中宗親祀昊天上帝樂章十首」を載せて、「舜日、祥暉を啓き、堯雲、征旆を巻く」と見える。詠文の「堯雲」は下の「舜日」と対であり、「堯雲舜日」の語を分ったものと考えられる。「堯雲舜日」の用例は見当たらないが、「堯風舜雨」や「堯天舜日」、「堯年舜日」などの熟語がある。堯・舜は古代の伝説上の帝王。彼らの治世は平和で盛んな世であったことから、これらの熟語はいずれも、天下泰平で栄えているの意味となる。「堯雲舜日」もこれに類した意味。「霽霽」は雲が集まる様。陶淵明「停雲」(『陶淵明集校箋』巻1、上海古籍出版社、1996年、p.1)に、「霽霽たる停雲、濛濛たる時雨」とある。「荷」は恩恵などをこうむる、受けるの意味。

1-31-1「郡印」：州刺史の印。ここでは州刺史を指す。郡は州と同じ，地方行政単位。『新唐書』巻 168，柳宗元伝 (p. 5140) に，「郡印を疊して南適す」とある。

1-31-2「曦曦」：「曦」はひかり，太陽の光。

1-31-3「□由戀其聖代」：「由」の上の字は，拓本写真からは判読できない。『補遺』5aも同じ。「聖代」は今上の世の尊称。墓主が活躍した後唐，あるいは卒時の後晋時代を指す。

1-31-4「明時」：よく治まっている時代。ここでは上の句の「聖代」と対となり，同様の意味であろう。

1-31-5「北邙山上」：「北邙山」は隋唐五代洛陽城の北側にあった丘陵地帯の総称。後漢以来，この地に葬することが多く見られる。唐の沈佺期「邙山」(『文苑英華』巻 306，3 葉 a) に，「北邙山上，墳塋を列ね，万古千秋，洛城に対す」と見える。

1-31-6「旌麾」：原義は総指揮官の旗。そこから旗印を持つ者，さらに武人を意味す。ここでは武将安万金の軍歴と解した。杜甫「入衡州」(『杜詩詳註』巻 23，中華書局，1979 年，p. 2068) に，「旌麾，其の任に非ず，府庫，実に防ぐに過ぎたり」と見える。

2. 安万金夫人何氏墓誌銘

1935 年 6 月 29 日，河南省洛陽市北陳莊南地にて，前述の「安万金墓誌銘」とともに出土。現在，墓誌原石は，安万金墓誌とともに，河南省洛陽古代芸術館(閔林)に所蔵されるという。原石はほぼ正方形で，縦 55.5cm，横 54.5cm。全文 30 行，1 行あたり最多 30 字である。

墓誌拓本写真は，『洛陽出土歴代墓誌輯繩』(中国社会科学出版社，1991 年，p. 725)および『隋唐五代墓誌匯編』洛陽巻 15 (天津古籍出版社，1991 年，p. 149)においてはじめて公表された。後に『全唐文補遺』5 (三秦出版社，1998 年，pp. 445-446。以下『補遺』5b とす)に釈文が載せられたが，脱字があり注意を要す

る。本稿は、比較的鮮明な『隋唐五代墓誌匯編』所載の拓本写真を底本とし、他の2書の拓本写真、『補遺』5bの釈文を参照した。

〔釈 文〕

- 1 大晉洛京故陳留縣君何氏墓志銘文 并序
- 2 夫光祿大夫檢校司空使持節均州諸軍事前守均州刺史兼御史^(大)□
- 3 夫上柱國安萬金
- 4 竊聞朝烏夕兔尚不免於虧盈深谷崇陵亦難逃於遷變矧乎
- 5 五行兼濟四大相須稟陰陽寒暑之期處榮辱死生之數可謂盡善盡美矣
- 6 此者永安宅兆 縣君姓何太原郡晉陽縣人也
- 7 自長興元年十月日除授告縣君陳留何氏諱
- 8 曾晏應州別駕 祖海代州司馬 父重度河東軍押衙充節院軍使
- 9 母彭城郡劉氏夫人無邑號 右伏以
- 10 縣君鍊玉爲心黃金比德貞松雪靜諒鯉蘭芳將期壽同龜鶴椿栢齊堅
- 11 何冒染疾纏綿祿歸地庫卽已
- 12 已亥歲天福四年六月二十五日終於洛京水北景行坊宅斯室年六十五^(歲)□
- 13 此謂哀笳互奏起慘慘之悲風丹兆將行痛沉沉之落日 何畀天命有終俄
- 14 歸大夜 又繼兒女等 男五人 女二人
- 15 哀長子元審授索葛府官 新婦王氏
- 16 哀次子元^(進)□右蕃內殿直銀青光祿大夫檢校國子祭酒兼御史中丞驍
- 17 騎尉 新婦史氏
- 18 哀次子元超忠勇功臣銀青光祿大夫檢校左散騎常侍兼御史大夫充
- 19 護聖右第三軍第三指揮第五都副兵馬使上柱國 新婦何氏
- 20 哀次子元福殿前承旨 新婦張氏 哀次子韓留
- 21 長女十三娘外侍石 次女十四娘外侍梁
- 22 等並哀號擗踊孝比高柴泣血絕漿爰崇備禮 今於己亥歲天福
- 23 四年八月四日壬寅殯於洛京西北北邙山上去京二十里河南縣平洛鄉張

- 24 楊村選買得地五畝立埜安厝永題後代其地 東西闊三十步
- 25 南北長四十步 □東觀古道 西眺道 前瞻望見土嶺 後倚龍崗
- 26 忉以四神俱備五福來祥後恐桑田改變丘壘平刊誌標題乃爲詞曰
- 27 晉陽縣君 克已爲仁 謙謙厚義 孝敬□門 又詞曰
- 28 穆穆夫人 貞志立身 三從備體 四德居隣 哀哉長夜 櫝納珠璣
- 29 泉門一閉 再復無因 又詞曰 金風兮慘然玉露兮漫漫夜臺明月
- 30 □□崗前 □^(塋)乎哀哉 吉以蓋矣故陳留縣君何^(氏)□墓誌銘記

〔訓 読〕

大晉の洛京の故陳留縣君何氏の墓志銘文並びに序

夫^{おっと}、光祿大夫・檢校司空・使持節均州諸軍事・前守均州刺史・兼御史^(大)□夫・上柱國の安萬金

竊かに聞く、朝烏夕免すら尚^{なほ}虧盈するを免れず、深谷崇陵も亦^{また}遷變するを逃れ難し、と、矧^{いっや}んや五行兼^{もち}濟ひ、四大相須^{あひもと}むるにおいてをや。陰陽寒暑の期を稟^おけ、榮辱死生の數に處る。善を盡くし美を盡くすと謂ふべきなり。此の者、永く宅兆に安んず。縣君、姓は何、太原郡晉陽縣の人なり。長興元年十月日自り、除授せられ、縣君に陳留を告せらる。何氏、諱。

曾の晏、應州別駕たり。祖の海、代州司馬たり。父の重度、河東軍押衙充節院軍使たり。母、彭城郡の劉氏夫人、邑號無し。右、伏して以ふ。

縣君、鍊玉もて心と爲し、黄金もて德^{くら}に比ふ。貞松雪靜たり、諒^{まこと}に蘭芳^{おさ}を韞む。將に壽は龜鶴と同じうし、椿栢と齊しく堅からんを期するに、何ぞ染疾纏綿し、祿は地庫^{かへ}に歸すを冒らんや。即ち已に巳亥の歳の天福四年六月二十五日、洛京の水北の景行坊の宅の斯^この室にて終わる。年六十五^(歳)□。此に謂ふ、哀筋互いに奏すれば、慘慘の悲風起り、丹兆將に行かんとすれば、沉沉の落日を痛まんことを。何ぞ天命に終はり有りて、俄かに大夜に歸すを冒らんや。

又た繼兒女等は男五人、女二人あり。哀長子の元審、索葛府官を授く。新婦は王氏。哀次子の元^(進)□、右蕃內殿直・銀青光祿大夫・檢校國子祭酒・兼御史中

丞・驍騎尉なり。新婦は史氏。哀次子の元超、忠勇たる功臣の銀青光祿大夫・檢校左散騎常侍・兼御史大夫・充護聖右第三軍第三指揮第五都副兵馬使・上柱國なり。新婦は何氏。哀次子の元福、殿前承旨なり。新婦は張氏。哀次子韓留。長女十三娘、石に外侍す。次女十四娘、梁に外侍す。等しく並^{みな}哀號擗踊し、孝は高柴に比ぶ。泣血して絶漿し、爰^{ここ}に崇^{かさ}ねて禮を備ふ。

今、己亥の歳の天福四年八月四日壬寅、洛京西北の北邙山上に殯す。京を去ること二十里、河南縣平洛鄉張楊村にて選^ひび買^ひて地五畝を得、塋を立て安厝し、永く後代に題せり。其の地、東西闊さ三十歩、南北長さ四十歩なり。□東は古道を觀^み、西は道を眺む。前は瞻望して土嶺を見、後は龍崗に倚る。四神俱に備はり、五福祥^{まね}を來^きくを以てすれども、後恐るらくは桑田改變して、丘盡き壠^{たひ}平らかなるを切^{うれ}へば、誌を刊し題を標す。

乃わち詞を爲^{つく}りて曰く：晉陽の縣君、己を克し仁を爲す。謙謙として義に厚く、□門を孝敬せり；と。又た詞に曰く：穆穆たる夫人、貞志もて立身す。三從備体し、四德居隣す。哀しき哉長夜、櫨に珠彌を納る。泉門一たび閉づれば、再び復た因るもの無し、と。又た詞に曰く：金風慘然たり、玉露漫漫たり。夜臺の明月、□□崗前^(曉)。□乎、哀しい哉、吉以て蓋せり、と。故陳留縣君の何^(氏)□の墓誌銘、記せり。

〔試 訳〕

大晋の洛京の故陳留県君である何氏の墓志銘文並びに序

^{おっと}
夫の光祿大夫・檢校司空・使持節均州諸軍事・前守均州刺史・兼御史大夫・上柱國の安万金

ひそかに聞^きくところでは、太陽や月ですら満ち欠けを免れることができず、深い谷や高い丘陵もまた変化することを逃れがたい。ましてや万物を構成する五行はともに利用しあい、また万物を作る四大はお互いに必要としあつて変化する(のだから、人の死は避けられないものである)。陰陽が変化し寒暑が変化^{する}年月をうけ、名譽と恥辱、死と生という命数のうちに(身を)置いた。非常

に美しい(人生だった)ということができる。この者、永遠に墓所に安らかなるものは、県君、姓は何といい、太原郡晋陽県の人である。長興元年(930)十月某日より、授けられ、県君に陳留を告げられた。何氏、諱は某(略)。

曾祖父の何晏は応州別駕であった。祖父の何海は代州司馬であった。父の何重度は河東軍押衙充節院軍使であった。母は彭城郡の劉氏で、夫人には邑号は無い。以上のことつつしんで思う。

県君は、心は洗練された美しい玉のようであり、徳は美しい黄金に比べられた。冬になっても色が変わらない松のように貞操で、雪のように清らかで、実に蘭の芳しい香りのような美德を包含している。亀や鶴と同じように長寿を保ち、チャンチンやコノテガシワの木と同様にいつまでも堅くしっかりしていることを願っていたのに、どうして病気となって治癒せず、寿命が地下の倉へ死去して戻っていくのを推し量れただろうか。すなわちすでに巳亥の歳の天福四年(939)六月二十五日、洛陽城の洛水北の景行坊の自宅のこの部屋にて亡くなった。享年65歳であった。ここに言う、哀しげなアシ笛がかわるがわる吹き鳴らされて、痛み悲しむような悲風が吹き、棺の先のたなびく旗がまさに出発しようとし、重く沈んだ心は沈みゆく太陽のように悲しみ嘆いている。どうして天命に終わりがあって、急にあの世へ戻っていくことを推し量れたのだろうか。

また自分の子や継子などには息子五人、娘二人がいる。喪に服す長男は元審、索葛府官を授けられた。新婦は王氏である。喪に服す次の子は元進、右蕃内殿直・銀青光祿大夫・檢校国子祭酒・兼御史中丞・驍騎尉である。新婦は史氏。喪に服す次の子は元超、忠勇の功臣で銀青光祿大夫・檢校左散騎(騎)常侍・兼御史大夫・充護聖右第三軍第三指揮第五都副兵馬使・上柱国である。新婦は何氏。喪に服す次の子は元福、殿前承旨である。新婦は張氏。喪に服す次の子は韓留という。長女の十三娘は石氏に嫁ぎ、次女の十四娘は梁氏に嫁いだ。これらの息子娘らは、みんな胸を叩いて悲しみ泣き叫び、その孝は、孔子の弟子の子羔に比べることができる。非常に嘆き悲しみ飲み物を断ち、ここに

かさねて礼を備える。今、己亥の歳、すなわち天福四年八月四日壬寅の日に、洛陽城の西北、北邙山上に仮埋葬した。都から二十里（約 10km）ほどのところ、河南県平洛郷張楊村に五畝（約 29a）の土地を選び購入することができ、墓を立て葬り、永遠に後世に書き記す。その土地は、東西の広さは三十歩（約 47 m）、南北の長さは四十歩（約 62m）である。□東に昔の街道をながめ、西は（現在の）街道をのぞんでいる。前方には小高い丘を望み見て、後方は竜のようにうねっている墓墳群によっている。四神がともに備わっており、五福がさいわいをもたらしているが、おそらく後世、世の中が大きく変わり、丘も無くなり墳が平らになってしまうのを憂える。そこで墓誌を刻し題をはっきり書くのである。

詞を作っている：晋陽の県君は、身をつつしんで仁をなした。謙遜であり義に厚く、□門にて年長者や目上の者を尊重した。

また詞にこういう：美しい夫人は、堅固でしっかりした志で人格を完成させた。生まれては親に従い、嫁しては夫に従い、老いては子に従うという三従は完璧で、婦人の備える 4 つの徳とは隣あった。埋葬することはなんと哀しいではないか。小箱に珠玉宝石を入れ、墓室の門を一たび閉じれば、再び 2 度と頼るものは無くなってしまう。

また詞にいう：秋風が悲しげに吹き、秋の夜露がたくさん下りている。墓には明るい月、□□崗前。ああ、なんと哀しいことであろうか。吉日をもって墓に蓋を覆いかぶせ埋葬す。故陳留県君の何（氏）の墓誌銘を記す。

〔注 釈〕

2-1-1「陳留縣君」：〔注釈〕1-22-2 参照。

2-2-1「夫」：文頭に用いる時、「夫^かの」と読むことが多いが、ここでは「夫^{おと}」と読み、安万金が本墓誌の撰者と考えたい。〔注釈〕1-27-1 参照。

2-2-2「使持節均州諸軍事」：「使持節某州諸軍事」とは本来、地方の民政長官である州刺史が、軍政を掌握するのに与えられた号。「使持節」の号はふるく魏晋

時期より見られる。安史の乱以降、有事にそなえ、地方の州刺史は使持節某州諸軍事の号を帯び、軍政をも行使し、数州を管轄するものは節度使となった。唐末・五代では、州の藩鎮化、軍事化が進行し、州刺史は軍政長官をも兼ねるのを常態とした。

2-2-3「前守均州刺史」：唐制では、職事官の品階が散官の品階より高い場合、職事官名の前に「守」字を加えたことは〔注釈 1-15-1〕にも述べた。しかし、安万金の場合、散官は光祿大夫で従二品、職事官は均州刺史で、州刺史は上州でも従三品、下州なら正四品下で、いずれにしても散官の方が品階が高く、本来なら「行均州刺史」とすべきである。

2-2-4「兼御史^(大)□夫」：原文拓本「御史」字の下の子は、拓本写真からは判読できない。「安万金墓誌銘」に拠り、「大」字を補うことができる。

2-4-1「朝烏夕兔」：「朝烏」は鳥の名と解釈されるのが普通であるが、ここでは「夕兔」と対となって「烏兔」という語が得られる。古代中国の神話では、太陽には三本足のカラスがおり、月にはウサギがいると考えられたので、「烏兔」は太陽と月を意味する。

2-5-1「兼濟」：この語は『莊子』『列御寇』に「道物を兼ね濟ふ」とあるのが出典で、一緒に救うという意味に解される。ただ、ここでは意味が通じないので、「あわせもちふ」と読み、一緒に利用すると解した。『周書』巻 34、元定伝 (p. 589) に、「世宗の初め、岷州刺史を拝す。威恩兼濟し、甚だ羌豪の情を得」と見える。

2-5-2「四大」：道家では宇宙空間にある 4 つの大きなもの、道・天・地・王 (人) をいう (『老子』、全訳漢文大系、集英社、1979 年、pp. 307-308)。また仏教では万物を構成する 4 つのもの、地・水・火・風を言い、人間の身体そのものを指すこともある。

2-5-3「相須」：お互いに依存すること、あるいはおたがいに必要とすること。『晋書』巻 68、紀瞻伝 (p. 1818) に、「夫れ五行迭^{たが}ひに代り、陰陽相須むるは、二儀の陶育する所以、四時の化生する所以なり。易に称すらく、天に在りて象を

成し、地に在りて形を成す、と、形象の作は、相須の道なり」と見える。

2-5-4「榮辱死生」：「榮辱」は名誉と恥辱。『周易』繫辭伝・上（巻7，17葉b-18葉a）に、「言行は君子の枢機なり。枢機の発は、榮辱の主なり。言行は、君子の天地を動かす所以なり。慎まざるべけんや」と見え、そこから派生して地位の高低、評判を意味する。「死生」は陰陽の変化による死と生。『周易』繫辭伝・上（巻7，9葉a）に、「始めを原ねて終りに反る。故に死生の説を知る」とある。

2-5-5「盡善盡美」：完璧であること。

2-6-1「宅兆」：墓地、墳墓の意味。『孝経』喪親章の「ト其宅兆」に対する邢昺の「注疏」（巻9，2葉b）に、「宅は墓穴なり，兆は塋域なり」とある。

2-6-2「太原郡晉陽縣」：現在の山西省太原市の西南郊外約15kmに晋陽古城遺址があり、これにあたる。「太原郡」は隋代の名称で、唐代では并州、太原府といい、唐の高祖李淵挙兵の地であり、開元十一年(723)に北都、天寶元年(742)には北京が置かれ、并州から太原府と改称された。唐の半ば以降、河東節度使の治所となり、唐朝にとって対北方防衛の軍事拠点として重要性が増していった。唐末、沙陀突厥の李克用が河東節度使に任じられ、以後、太原は沙陀突厥勢力の事実上の拠点となる。五代後唐、後晋、後漢三王朝はいずれも河東節度使によって創設された。五代の太原城は唐代の太原城を受け継いだものと考えられる。唐代太原城は汾水をはさんで西城、中城、東城からなり、晋陽県はそのうち西城に置かれていた。⁽⁵⁴⁾

2-7-1「除授告縣君陳留何氏諱」：仮に「除授せられ、県君に陳留を告せらる。何氏、諱」と訓読しておく。「告」は県君を授けることから、唐代の文書である告身を指す可能性も考えられるが、構文がいまひとつはっきりしない。「何氏諱」は墓誌銘の書法で、諱を省略した、あるいはわざと空格にしたものと考えられる。

2-8-1, 2「曾晏」「祖海」：何晏、何海ともに管見の限り、編纂史料や他の石刻

(54) 愛宕 1988.

史料にその名を見出せない。

2-8-3「代州司馬」：「代州」は現在の山西省代県。ちなみに李克用の墓所はこの代県にあり、1989年に墓誌銘が発見されている。⁽⁵⁵⁾「司馬」は別駕、長史に次ぐ州の次官級ポスト。品階は別駕より下で、上州の場合従五品下、中州で正六品下、下州で従六品上に⁽⁵⁶⁾あたる。

2-8-4「父重度」：何重度は管見の限り、編纂史料や他の石刻史料にその名を見出せない。

2-8-5「河東軍押衙充節院軍使」：「河東軍」は現在の山西省太原市に会府をおいた藩鎮の軍額。「押衙」は散号であらう。⁽⁵⁷⁾「節院」の原義は節度使官衙の庭（〔注釈〕1-20-3 参照）。「節院軍使」は、編纂史料に節院使の名で出てくるものか、その下の属将であらうか。節院使については、例えば『旧五代史』巻101、漢書・隱帝本紀（p. 1343）に、「隱皇帝、諱は承祐、（後漢）高祖の第二子なり。……高祖、太原を鎮するや、節院使に署せらる」と見える。これはおそらく太原＝河東節度使下の節院使であらう。

2-9-1「彭城郡劉氏夫人」：彭城郡は、隋代に現在の江蘇省徐州市に置かれた。唐代では徐州。彭城の劉氏は、もともとこの地に勢力基盤のあった名族。唐代の彭城郡劉氏については、盧 1993 参照。

2-10-1「比德」：徳を等しくするの意。『礼記』玉藻（巻 30, 13 葉 b）に、「君子、故無くして、玉、身を去らず。君子、玉に於いて徳に比すからなり」とある。

2-10-2「貞松雪静」：「貞松」は、松が冬季にも色が変わらないことから、貞節の堅さの喩え。「雪静」の典故・用例は見出せないが、「静」は清らかの意味にとり、雪のような清らかさと解しておく。

2-10-3「蘭芳」：蘭の花の香り、転じて賢人の美徳の喩え。『楚辞』招魂の「蘭

(55) 『隋唐五代墓誌匯編』山西卷、天津古籍出版社、1991年、p. 177。

(56) 『唐六典』巻 30、上州中州下州官吏条、pp. 745-747。

(57) 押衙については、渡邊 1991・1993 参照。

芳假些」に対する王逸の注に(巻9, 17葉a, 四部叢刊初編),「蘭芳, 以て賢人を喩ふなり」とある。

2-10-4「龜鶴」: 長生きする生き物である亀と鶴から, 長寿の喩え。

2-10-5「椿栢」: 「椿」はセンダン科の樹木。日本のつばきではない。木質は堅く, 建材・造船に利用される。「栢」は「柏」に同じ。これも日本のかしわではなく, ヒノキ科のコノテガシワをいう。木質は「椿」同様堅く, 建築材や造船に利用される樹木である。

2-11-1「染疾纏綿」: 「染疾」は病気になること。「纏綿」はまとわりつく, 固く結んで解けないの意味から, 病気が長期間治癒しない意味を派生した。

2-11-2「祿歸地庫」: 「祿」は寿命の意味。「地庫」はおそらく地下の倉庫すなわち墓所の意味と考えられるが, 出典不詳。

2-12-1「洛京水北景行坊」: 「洛京」は洛陽のこと。現在の河南省洛陽市。洛陽は東西に流れる洛水をはさんで北と南とから成っていた城市で, 「水北」は洛水の北側。「景行坊」は洛水の北側にあり, 安喜門西街のうち, 洛水寄りにあった坊。⁽⁵⁸⁾唐代には拝洛壇, 華嚴寺, 都亭駅があったと伝えられる。

2-13-1「哀笳」: 葬儀の際に悲しげに吹き鳴らすあしふえ。李世民(唐・太宗)「望送魏徵葬」(『文苑英華』巻305, 13葉a-b)に, 「哀笳, 時に断続し, 悲旌, 乍ち舒卷す」とみえる。

2-13-2「丹兆將行」: 「丹兆」は不詳。「兆」を「旌」と考えると, 「丹旌」という語が得られ, 葬儀の際, 棺に先行する旗の意味となり, 「哀笳互奏」の句とともに, 葬儀の情景を表わすこととなる。「大唐故韓府君(孝純)墓誌銘并序」(『隋唐五代墓誌匯編』山西卷, p. 86)に, 「平原蕭條として風悲し, 丹旌翻翻として霧慘まし」と見える。「兆」が「旌」に通じる事例は見当たらないが, ここでは仮に「丹旌」と解しておきたい。

2-14-1「大夜」: 死後の世界。

2-16-1「哀次子元^(道)□」: 拓本写真では「元」の下の子が不明瞭であるが, 「安万

(58) 徐松『唐兩京城坊攷』巻5, 東京外郭城, 中華書局標点本, 1985年, p. 174.

金墓誌」により、「進」字を補うことができる。「安万金墓誌」では安元進は長男と記されるが、それは正妻何氏の長子と考えられる。

2-16-2 「右蕃内殿直」：安万金墓誌では単に内殿直とするが、本墓誌では「右蕃」を冠する。「右蕃内殿直」の語は編纂史料中には見られない。「蕃」は「番」に同じ。さらに「番」は「班」に通じる。

2-17-1 「新婦史氏」：史姓は、中央アジアのケッシュ(史国)出身のソグド人が中国において称したいわゆるソグド姓の一つ⁽⁵⁹⁾。また、突厥阿史那や奚(唐・魏博節度使史憲誠)などがこの姓を称した例も見られる。

2-19-1 「充護聖右第三軍第三指揮第五都副兵馬使」：最下級の軍将のポストであることがわかる。「安万金墓誌」の記述より詳細であり、後晋禁軍の護聖軍の構造が、〔注釈〕1-19-1 で見た北宋禁軍の構造とほぼ同じであることを知りうる。

2-21-1 「外侍石……外侍梁」：「外侍」の用例は見つけられない。「外」には他家という意味があり、またはずれるの意味もある。「侍」は目上の人の傍にはべるの他、従うの意味もある。すなわち、安家を外れて、石家(梁家)に従う(はべる)という意味となろう。ここでは、「外侍」と読んで、嫁ぐと解しておく。

2-22-1 「哀號擗踊」：哀号は悲しんで泣き叫ぶこと。「踊」は「踊」と同じ。胸を叩き、地団太を踏んで号泣する様。

2-22-2 「高柴」：高柴は孔子の弟子の一人で、子羔のこと。

2-22-3 「泣血絶漿」：泣血は非常に嘆き悲しむ様。親の喪に服することをいう。『礼記』檀弓(巻7, 9葉b)に、「高子皐の親の喪を執るや、泣血すること三年(注：泣きて声無く血の出るが如きを言ふ)未だ嘗て齒を見はさず」とある。「絶漿」は、『礼記』檀弓(巻7, 6葉a-b)に、「曾子、子思に謂ひて曰く、伋、吾親の喪を執るや、水漿の口に入らざるは七日なり、と。子思曰く、先王の礼を制するや、之を過ぐる者は俯して之に就き、至らざる者は、跂して之に及ばしむ。故に君子の親の喪を執るや、水漿の口に入らざる者三日、杖して后に能く

(59) 中国に内徙したソグド系史姓については、羅 2000 参照。

起つ、と」とあるのを踏まえたもの。『陳書』巻 32, 孝行伝 (p. 423) に、「或いは泣血すること三年、絶漿すること七日」と見える。

2-24-1「五畝」：唐代の一畝は約 5.8a。これで計算すると、五畝は 29a となる。

2-24-2「安厝」：「安措」に同じ。埋葬するの意味。『孝經』喪親章 (巻 9, 2 葉 b) に、「其の宅兆をトして之を安措す」とある。

2-24-3「東西闊三十歩南北長四十歩」：唐代以降、一歩は五尺。唐尺の一尺は 31.1cm で計算すると、一歩は 1.555m。「三十歩」は 46.65m、「四十歩」は 62.2m となる。

2-25-1「□東觀古道西眺道」：「東」字の前の字はおそらく原石が欠けているため、拓本にても白く抜けている。『補遺』5b では「又」字と解釈している。「西眺道」の後ろに『補遺』5b は本来字があったと解し、釈文において□をいれるが、拓本写真をみるかぎりもとから字はなかったようにと思われる。ただ本来字が無かったとすると、この墓の周辺の地形を記したこの部分において、四字三字となってバランスが悪い。

2-25-2「龍崗」：「唐故慶州軍事衙推儒林郎試右武衛兵曹參軍傅府君董夫人合祔墓銘并序」(『江蘇金石志』巻 6, 39 葉 b. 『石刻史料新編』13, 新文豊出版公司, 1977 年所収) に、「生きては則ち体を齊へ、死しては竜崗に葬す。」と見えるので、ここでは墓墳と解しておく。

2-26-1「忉以四神俱備五福來祥」：「忉」は「憂」に同じ。「四神」は天の四方の正座の精で、蒼竜、白虎、朱雀、玄武をいう。それぞれ東西南北に配され、古代中国では墓葬の際、墓室のレリーフとしても用いられた。「五福」は、5 種類の幸福で、長寿、富裕、無病息災、道徳を好むこと、天命を全うすることをいう。『書経』洪範 (巻 12, 24 葉 b) に、「九は、五福。一に曰く寿、二に曰く富、三に曰く康寧、四に曰く攸好徳、五に曰く考終命」とある。

2-26-2「桑田改變丘壘壙平」：墓誌銘における常套的表現。「桑田改變」はもとは「桑田變成海(桑田変じて海と成る)」から派生した表現で、クワ畑が海になってしまうように、世の中の変化が大きいことの喩え。

2-27-1「晉陽縣君」：この晉陽県君は、墓主の何氏を言っているはずであるが、何氏の邑号は陳留県君であり、晉陽県君を授けられた事実は墓誌銘からは確認できない。何氏の本籍地は太原晉陽県なので、それと関係することは間違いあるまい。ここでは「晉陽の縣君」と読んでおく。

2-27-2「克己爲仁」：身をつつしんで、仁を実践するの意味。

2-27-3「謙謙」：謙遜に謙遜である様、へりくだって相手を尊ぶさま。

2-27-4「孝敬□門」：「孝敬」はよく親や尊長に仕えること。「孝敬」と「門」の間の字は判読できない。

2-28-1「穆穆」：美しいさま。

2-28-2「貞志立身」：「貞志」は堅固で正しい志。『晋書』卷65, 王導伝・論(p. 1761)に、「貞志陵霜なり, 国, 旒を綴りて滅びず」とある。「立身」は立派な人格を完成させること。『孝経』開宗明義(卷1, 3葉a)に、「身を立て道を行ひ, 名を後世に揚げ, 以て父母を顕はすは, 孝の終りなり」とある。

2-28-3「三從備体」：「三從」は婦人の一生を三期に分け, その従うべきを示した教え。幼い時は親に, 嫁いでは夫, 老いては子に従うというもの。「備体」は完備していて欠けていないこと。

2-28-4「四徳」：婦人が備える4つの徳。

2-28-5「長夜」：墓室の永遠に真っ暗なことを喩えた語で, 死後に埋葬することを意味する。陸機(士衡)「挽歌詩三首」(『文選』第28, 34葉a, 四部叢刊初編)に、「轡を按じて長薄に遵ひ, 子を長夜の台に送る」とある。

2-28-6「櫝納珠彌」：「櫝」は「櫃」と同じで小箱。「珠珍」は珠玉宝石の意味。

2-29-1「泉門」：墓門。白居易「答騎馬入空台」(『白居易集箋校』卷14, 上海古籍出版社, 1988年, p. 841)に、「我, 泉台に入りて去り, 泉門, 復た開く無し」とある。

2-29-2「金風兮慘然」：「金風」は秋の風。「慘然」は悲しみ悼む様。

2-29-3「玉露兮漫漫」：「玉露」は秋の露。南朝梁・謝朓「泛水曲」(『謝宣城詩集』卷2, 3葉a, 四部叢刊初編)に、「玉露, 翠葉を^{うるは}沾し, 金風, 素枝を鳴ら

す」とある。「漫漫」は数が多い様。

2-29-4「夜臺」：「長夜台」に通じ、墳墓のこと。〔注釈〕2-28-5 参照。

2-30-1「□□崗前」 「□□」は墓誌拓本では判然とせず、『補遺』5b も不明とす。ただし、拓本写真では両字ともに「戈(ほこがまえ)」の字らしいことがうかがえる。

2-30-2「^(嗟)□乎」：拓本写真では「嗟」字は、はっきり見えない。『補遺』5b に従う。

2-30-3「吉以蓋矣」：「吉」は良い日、吉日と解す。「蓋」は覆いをかぶせるの意味。ここでは埋葬すると解した。

3. 何君政及妻安氏合祔墓誌銘

山西省太原市陽曲県にて出土。出土年月日は不明。墓誌原石は、現在山西省博物館に所蔵される。誌石は縦 45cm, 幅 47cm. 誌文は 25 行, 1 行あたり最多 28 字である。

本墓誌については、『隋唐五代墓誌匯編』山西卷(天津古籍出版社, 1991 年, p. 182) に拓本写真が掲載されている。また、『山西文物』1982 年 1 期に報告があることが、榮麗華編・王世民校訂『1949-1989 四十年出土墓誌目録』(中華書局, 1993 年, p. 178) に載せられているが、筆者未見である。釈文は『全唐文補遺』7 (三秦出版社, 2000 年, pp. 439-440. 以下、『補遺』7 とす) に掲載されている。本稿は、拓本写真をもとに釈文を作成し、『補遺』7 との異同は注釈の中でふれる。

〔釈 文〕

- 1 大晉故鷄田府部落長史何公墓誌銘并序
- 2 易曰知生而不知死德而不喪知存不亡名其唯 聖人乎繇是知榮祿
- 3 有仗之期生死而無究竟之路則知壽有短長榮無久固也
- 4 公諱君政家本大同人也 公主領部落撫弱遏強矜貧卹寡家崇文

- 5 武世襲冠裳傳孝悌之風儀紹恭儉之禮讓分枝引流不可究源皆
- 6 繼簪纓拖金拽紫盡爲侯伯各有功勳 公不幸忽染時疾藥療無
- 7 醫去長興三年十二月一日於代州橫水鎮終於天命 夫人安氏星姿
- 8 降瑞月彩呈祥行美芝蘭德彰閨壺忽以身染疾^(病)藥療無
- 9 徵須臾莫返香魂倏忽而俄辭白日以天祐年四月十九^(日)在京宅內
- 10 有男五人 第二隨 駕兵馬使充左突騎十將天祐年十二月廿四日從
- 11 莊宗帝於河南胡柳陂爲國戰効身終敬周第三隨 駕兵馬使充左突
- 12 騎副將敬千同光年四月廿三日身終封墳殯在庚穴 長男北京押衙充火山軍
- 13 使銀青光祿大夫檢校工部尚書兼御史大夫上柱國敬文 次隨 駕右備
- 14 征軍指揮使銀青光祿大夫檢校右僕射兼御史大夫上柱國敬萬
- 15 次隨 駕左護聖第一軍副兵馬使銀青光祿大夫檢校工部尚書兼御
- 16 史大夫上柱國敬超 新婦三人 長安氏 次康氏 次康氏 孫男九人
- 17 從榮 重進 小哥 韓十九 慙哥 小厮兒 小豬 小慙 王七
- 18 新婦宗氏 重孫兜兒 長男敬文等俱以義烈門風孝傳井邑□
- 19 以年匪順 靈壙不遷今就吉辰方塋窆窆即以天福四年十一
- 20 月十七日葬於陽曲縣連師鄉相輔村^(之)聖地遷^(遷)創置新塋
- 21 原禮也 其銘曰
- 22 □有奇仁 迥標風格 名重珪璋 智匡郡邑 一任長史 累^(遷)榮祿 盡□
- 珠
- 23 □□□□ 安氏夫人 星姿降質 疾構總幃 身終蘭室 賢男賢女 有□
-
- 24 □昏□□ 冬夏溫清 ト其宅兆兮廣塋藏事 烏免助墳兮旌其孝志
- 25 □□貞□兮樹德遺芳 地久天長兮百千萬祀

〔訓 読〕

大晉の故鶏田府部落長史何公の墓誌銘並びに序

易に曰く、生を知りて死を知らず、徳^えて喪^{うしな}はず、存して名を亡ぼさざるを知

るは、其れ唯だ聖人か。是に繇り、榮祿有仗の期と生死とに究竟の路無きを知る。則ち壽に短長有り、榮に久固無きを知るなり。

公、諱は君政、家は本大同の人なり。公、部落を主領し、弱きを撫で強きをとどめ、貧しきを矜れみ寡を恤れむ。家は文武を崇び、世冠裳を襲ぐ。孝悌の風儀を傳へ、恭儉の禮讓を紹ぐ。枝を分ち流れを引くも、源を究むべからず。皆簪纓を繼ぎ、金を拖き紫を拽く。盡く侯伯と爲り、各功勲有り。公、幸あらず、忽ち時疾に染み、業もて療すも医ること無し。去る長興三年十二月一日、代州横水鎮に於いて天命を終る。夫人安氏、星の姿瑞を降し、月彩祥を呈す。行ひは芝蘭より美しく、徳は閨壺に彰かなり。忽ち身に疾□を縈ふを以て薬もて療すも微無し。須臾にして香魂を返す莫し。倏忽として俄に白日を辞するに、天祐のある年四月十九□在京の宅内を以てす。

男五人有り。第二、隨駕兵馬使・充左突騎十將、天祐(十五)年十二月廿四日、莊宗帝に従ひ河南の胡柳陂において國の爲に戰効ありて身終はりし敬周なり。第三、隨駕兵馬使・充左突騎副將の敬千、同光のある年四月廿三日、身終はり封墳し殯して庚穴に在り。長男、北京押衙充火山軍使・銀青光祿大夫・檢校工部尚書・兼御史大夫・上柱國の敬文なり。次、隨駕右備征軍指揮使・銀青光祿大夫・檢校右僕射・兼御史大夫・上柱國の敬萬なり。次、隨駕左護聖第一軍副兵馬使・銀青光祿大夫・檢校工部尚書・兼御史大夫・上柱國の敬超なり。新婦三人、長、安氏、次、康氏、次、康氏なり。孫男九人、從榮、重進、小哥、韓十九、愍哥、小厮兒、小猪、小愍、王七なり。新婦宗氏、重孫兜兒。長男の敬文等、俱に義烈の門風を以て、孝を井邑に傳ふ。□年の順に匪ざるを以て、靈壙遷さず。今、吉辰に就きて方に窀穸に塋せんとす。即ち天福四年十一月十七日を以て陽曲縣連師鄉相輔村□(の)聖地に葬る。遷圹して新塋を圻原に創置す。禮なり。其の銘に曰く。

□奇仁有り、迥く風格を標す。名は珪璋に重ね、智は郡邑を匡んず。一に長史に任ぜられ、榮祿を累□す。盡□□珠、□□□□。安氏夫人、星姿質を降す。疾瘳へて總幃あり、身は蘭室に終はる。賢男賢女、□□□有り。□昏□

□、冬夏温清たり。其の宅兆をトひ、塋を廣め事を蔽ふ。烏免墳るを助け、其^{はかつく}の孝志を旌す。□□貞□兮、徳を樹て芳を遺す。地久しく天長く、百千萬に祀らん。

〔試 訳〕

大晋の故鶏田府部落長史何公の墓誌銘並びに序

易に言う、生きながらえることだけを知って死ぬことがあるのを知らず、獲得しても失わず、存在して名を失わないのを知る、それは聖人だけであろう、と。このことから、高位高官に昇り軍事に携わる時間や生死というものには、究め尽くす道は無いということを知るのである。すなわち寿命には短いのも長いのもあり、富貴名声は永遠に固定されたものではないことを知るのである。

公の諱は君政といい、その家はもともと大同の人である。公は部落を統率し、弱者をいつくしんで強いものを抑え、貧しいものや頼りを失った者を救済し面倒をみた。その家は文武を尊び、官僚の地位を世襲した。親を敬い目上の人を尊重するという美しい態度を伝え、他人には恭しく自らはつつましくするという礼儀を受け継いだ。その家系は枝分れし、なんらかの流れを引いてはいるが、その本源を究めることはできない。この家に連なる者はみな高位高官の服装や、高官が身に帯びる金印紫綬を引き継いだ。ことごとく侯や伯となり、それぞれに功績があった。公は、不幸にして、急に流行り病にかかり、薬で療養したが治癒しなかった。去る長興三年(932)十二月一日、代州横水鎮にてその寿命を全うした。

夫人の安氏は、星の姿が瑞を降し、月の光がめでたいしるしを表わしたもので、その行為は徳のある人より美しく、その徳は家庭において明らかであった。急に病におかされたため、薬で療養したが効果はなかった。あつという間に美しい人の魂は去って行って帰らず、たちまちに急にこの世を去ったのは、天祐某年四月十九日の都にある自宅においてであった。

息子が五人いた。次男の随駕兵馬使・充左突騎十将は、天祐十五年(918)十

二月二十四日、莊宗に従って河南の胡柳陂において国のために戦い戦功があつて亡くなった敬周である。三男の随駕兵馬使・充左突騎副將の敬千は、同光某年四月二十三日、この世を去り、墳墓をつくり仮埋葬し墓の中に眠っている。長男是北京押衙充火山軍使・銀青光祿大夫・檢校工部尚書・兼御史大夫・上柱国の敬文である。その次は随駕右備征軍指揮使・銀青光祿大夫・檢校右僕射・兼御史大夫・上柱国の敬万である。その次は随駕左護聖第一軍副兵馬使・銀青光祿大夫・檢校工部尚書・兼御史大夫・上柱国の敬超である。新婦は三人おり、一番上のは安氏、次は康氏、次は康氏である。孫は九人で、從栄、重進、小哥、韓十九、慙哥、小厮兒、小猪、小慙、王七という。(從栄の)新婦は宗氏といい、曾孫は兜児という。長男の敬文らは、ともに忠義の志がしっかりしているという家風をもって孝を井邑に伝えた。□年が順ではないことを理由に、何君政の墓は移せなかったが、今、吉日を選んで墓穴に埋葬した。即ち天福四年(939)十一月十七日に陽曲県連師郷相輔村(の)聖地に埋葬し、(古い墓を)移して新たな墓を(平)原に造営した。礼に適っている。その銘にいう。

……優れた人物がおり、はっきりとその人格を顕そう。その名声はりっぱな人柄と重なり、その才智は地方の城市をよくおさめた。ずっと長史を任され、かさねて富貴と名声を……した。尽□□珠、□□□□。夫人の安氏は、星の姿が形を降したものである。病気になって柩の前にとばりが下ろされ、自宅の寢室にて亡くなった。賢い息子や娘は、……が有る。□昏□□、親に孝行を尽くす。その墓域の場所を占って定め、墓を広げ完成させた。太陽と月は墓の造営を助け、その孝行の志を表彰した。□□貞□兮(□正しいしるしを石に彫り?)、徳を立て後世に名譽を残した。天地が永遠に存在するように、百年千年万年までも祭らん。

〔注 釈〕

3-1-1「鷄田府部落長史」：五代時期に「鷄田府部落」の名は他に見えない。これに関しては後述。

3-2-1「易曰知生而不知死德而不喪知存不亡名其唯聖人乎」：『周易』に該当する文章はないが、『周易』上経・乾(巻1, 20葉b)の「亢の言為るや、進むことを知りて退くことを知らず、存することを知りて亡ぶることを知らず、得ることを知りて喪ふことを知らず、其れ唯だ聖人か、進退存亡を知りて其の正を失わざる者は、其れ唯だ聖人か」を踏まえた表現と思われる。詠文「生を知りて死を知らず」は『周易』には全く見えない。詠文「^え徳で喪はず」の「徳」は「得」に通じ、『周易』の「得るを知りて喪ふを知らず」に相当する。「存することを知りて名を亡びざる」の部分は『周易』の「存するを知って亡ぶるを知らず」に相当するが、「亡」の後の「名」が『周易』には見えない。ここでは仮に「亡」に続けて読んでおくが、下句の「其唯聖人乎」にかかるのかもしれない。

3-2-2「繇是知榮祿有仗之期生死而無究竟之路」：「榮祿」は身の光栄となる秩祿の意味から高位高官に昇ることを意味する。『後漢書』巻84, 列女伝(p. 2783)に、「君、少くして清節を修め、榮祿を顧みず」とある。「有仗」という熟した用例はあまり使われないようで、意味はよくわからない。そのまま素直に「仗る有り」と読み、頼るものがあると解釈もできる。また「仗」を武器と解釈し、武器を所持する、さらに軍を有するの意味ととれる。例えば『南齊書』巻22, 豫章文献王伝(p. 411)に、「仗有るは臣一人に非ず」と見える。ここでは後者の意味に解しておく。「究竟」は究め尽くす。

3-4-1「大同」：現在の山西省大同市。唐・五代では雲州とよばれ、後晋の時、遼に割譲される。大同の名は、この地に置かれた藩鎮の軍額に由来する。

3-5-1「冠裳」：冠と服を着て正装すること。転じて官僚や紳士を指す。

3-5-2「紹恭儉之禮讓」：「恭儉」は他人に対してうやうやしく、自分に対してはつつましいこと。「禮讓」は礼儀にあつく、人にへりくだる意味。「紹」は続ける、受け継ぐの意味。

3-6-1「簪纓」：原義は高位高官の服装を表わしたが、高位高官そのものを指すようになった。五代の用例としては、『冊府元龜』巻8, 帝王部・創業・後唐莊宗条(中華書局影印本, 1960年, 3葉a-b, p. 85)に、「外は則ち五侯九伯, 内

は則ち百辟千官、或は代^よ簪纓を襲ひ、或は門に忠孝を伝ふ」と見える。

3-6-2「拖金拽紫」：「拖」は「拞」に同じ。「拖」「拽」はともに引くの意味。「拖拽」と熟す。「金」と「紫」も「金紫」と熟し、金印とそれにつける紫色の飾り紐の意味。そこから金印紫綬を帯びる高位高官の意味となる。

3-6-3「染時疾」：「時疾」は流行病。「染」は病気に感染すること。

3-7-1「代州横水鎮」：「代州」は現在の山西省代県。ただし、編纂史料中からは代州境域内に「横水鎮」の名は見えない。ちなみに、何君政卒年の長興三年(932)の時、代州は河東節度使(会府は太原)の支郡であった。

3-7-2「星姿降瑞」：「星姿」は不詳。「降瑞」は天からめでたい印を降すこと、あるいは天が降しためでたいしるし。

3-8-1「月彩呈祥」：「月彩」は月の光。「呈祥」は祥瑞が現れること。

3-8-2「芝蘭」：芳香のある芝草と蘭のこと。転じて優秀な子弟や人格者、徳の優れた人の喩えとなった。

3-8-3「閨壺」：広く女子の居住する内室を指す。『旧唐書』巻193、列女伝(p. 5138)に、「末代風靡し、貞しき行ひは寂寥するも、聊か椒蘭を播し、以て閨壺に貽し、彤管の職、幸ひに忽びる無し」とある。

3-8-4「縈疾^(病)□」：「縈」はまといつくの意味。「疾□」は拓本写真では字が欠けていて判読できない。ただ、「一」ははっきり見え、「疒(やまいだれ)」の一部かと思われる。するとここは「疾病」「疾癘」「疾疫」などの語が推測できる。

3-9-1「須臾莫返香魂」：「須臾」は短い時間の意味。「香魂」は美人の魂。唐・李商隱「和人題真娘墓」(『玉谿生詩集箋注』, 上海古籍出版社, 1998年, p. 753)に、「一たび香魂招くも得ざる自り、祇だ江上の独り嬋娟なるに応ふ」と見える。

3-9-2「倏忽而俄辞白日」：「倏忽」は極めて短い時間を意味する語。班固「東都賦」の「指顧倏忽」に対する李善の注(『文選』巻1, 33葉a, 四部叢刊初編)に、「善曰く、倏忽とは、疾きことなり」とみえる。「白日」はこの世の意味。

3-9-3「天祐年四月十九^(日)□」：年次は原文に記されておらず、不明。「十九」の次

の字は、拓本写真では白く抜けており、おそらく原石が欠けていると思われる。前後から推測して「日」字を補えよう。

3-10-1「随駕兵馬使」：「随駕」の原義は天子の左右に近侍するの意味。唐代では黄巢の乱で成都に在った僖宗の行在のもとへやって来た兵士を禁軍に編成し、その名に「随駕」を用いた事例が見られる。⁽⁶⁰⁾ 五代時期では沙陀突厥軍の中に見え、いくつか事例を挙げるなら、①随駕兵馬都監夏彦朗、⁽⁶¹⁾ ②随駕馬軍都指揮使・富州刺史康義誠、⁽⁶²⁾ ③随駕歩軍都指揮使・潮州刺史楊漢章、⁽⁶³⁾ ④随駕左右廂馬軍都指揮などがある。⁽⁶⁴⁾ 張其凡 1993, pp. 15-24 によれば、随駕馬軍都指揮使、随駕歩軍都指揮使は、それぞれ後唐明宗の時に成立した侍衛馬軍都指揮使、侍衛歩軍都指揮使に実質的に相当するという。「随駕軍」という固有の軍号を有する禁軍は存在せず、広く侍衛親軍を指す別称と考えられる。「兵馬使」は唐節度使下の軍職号であったが、黄巢の乱以降の混乱時期に軍職体系に大きな変化が起き、指揮使に取って代わられていったので、五代時期の兵馬使は半ば肩書きを示す散号と化していたと考えられる。この「随駕兵馬使」も実職を伴わない散号と考えてよいだろう。

3-10-2「左突騎十將」：「突騎」の原義は、敵軍に突撃する精鋭部隊。『漢書』卷 49、鼂錯伝の「輕車突騎」に対する顔師古の注 (p. 2282) に、「突騎とは、其れ驍鋭にして用て敵人に衝突す可きを言ふなり」とみえる。唐代の沙陀突厥に突騎軍が存在したことは、『新唐書』卷 218、沙陀伝 (p. 6156) に、「龐勛乱するや、詔し、義成の康承訓、行營招討使と為す。(朱耶) 赤心、突騎三千を以て従ふ」とみえ、また『新唐書』卷 218、沙陀伝 (p. 6156) に、「王仙芝、荊・襄を陷すや、朝廷、諸州の兵を發し討捕せしむ。(李) 国昌、劉遷を遣りて雲中の突騎を統べ

(60) 『資治通鑑』卷 256、僖宗・中和四年十一月条, p. 8314.

(61) 『旧五代史』卷 30、唐書・莊宗本紀, 同光元年十月丙申, p. 416.

(62) 『旧五代史』卷 39、唐書・明宗本紀, 天成三年正月戊辰, p. 534.

(63) 『旧五代史』卷 39、唐書・明宗本紀, 天成三年正月戊辰, p. 534.

(64) 『旧五代史』卷 65、唐書・索自通伝, p. 871.

賊を逐はしむ」と見える。⁽⁶⁵⁾ 五代時期の突騎については、『資治通鑑』には軍將が帶する称号として2例、『新五代史』には3例見えるが、ともに『旧五代史』と重複する。そこで、不完全ではあるが、『旧五代史』に見えるもののみによって作製したのが表1(次頁)である。

全9例のうち、確認できる最も古い突騎を有する軍將の例は李克用時代のもので、最も新しいものは後晋の高祖石敬瑭が即位した天福元年(936)のものであることから、大多数は後唐時期のものであることが明らかである。また、突騎軍の構造は左右に分かれていた。『旧五代史』卷35, 唐書・明宗本紀(p.484)に、「天祐五年五月、莊宗親ら兵を將ひ以て潞州の囲みを救はんとす。帝時に突騎左右軍を領し、周德威と与に分ちて二広と為す」とある。概ね、沙陀—後唐時期における、沙陀固有の禁軍馬軍の一軍号と考えられる。⁽⁶⁶⁾ 「十將」とは安史の乱以前から見られ、その後唐後半期の藩鎮時代を通じ、部隊長クラスの下級軍將の名号で実職であった。しかし、唐末になるにつれ、位階・肩書きを示すいわゆる散職化の傾向も現れはじめ、実職を示す場合と散職を示す場合との錯綜した状況がみられる。唐極末から五代に入ると、全体的傾向として十將の名号が史上に現れる頻度が急激に減少し、散号化する傾向が見られ始めるという。⁽⁶⁷⁾ ただし、この何敬周の職号「隨駕兵馬使・充左突騎十將」の場合、隨駕兵馬使が散職で、左突騎十將が実職であろう。すなわち、左突騎軍の最下級の隊長と解せる。

3-10-3「天祐年十二月廿四日」：誌文は「天祐年」として具体的年次を欠く。この日付は明らかに河南胡柳陂における戦役の日付である。胡柳陂の戦役とは、晋王李存勖(後唐の莊宗)が率いる沙陀突厥軍と後梁軍との戦いで、当初は沙陀突厥軍が大敗し、沙陀側の名将周德威が戦死するに至ったもの。『旧五代史』卷9, 梁書・末帝本紀, 貞明四年十二月癸亥条(p.137)に、「癸亥、北面招討使賀

(65) 『新唐書』沙陀伝中の「突騎」を固有の軍号と解釈しない考え方もある。岡崎 1973, pp.302-303.

(66) 突騎については、張其凡 1993, p.12 を参照.

(67) 渡邊 1994.

表 1：五代突騎一覧

	姓 名	職 名	時 期	出 典
1	袁建豊	突騎指揮使	後唐・李克用の時	旧五 61, p. 822
2	李建崇	突騎・飛騎二軍使	後唐・李克用に仕えた時	旧五 129, p. 1701
3	張虔釗	左右突騎軍使	武皇・莊宗の世	旧五 74, p. 973
4	李從珂	突騎(都)指揮使	後唐・莊宗・同光三年三月丁酉	旧五 46, p. 626 通鑑 273, p. 8931
5	索自通	突騎指揮使	莊宗に従い魏博を定めた時	旧五 65, p. 871
6	康義誠	突騎使	莊宗に従い魏博に入った時	旧五 66, p. 879
7	康思立	右突騎指揮使	莊宗嗣位後、天成元年以前	旧五 70, p. 932
8	梁漢璋	突騎指揮使	後唐・明宗に仕えた時	旧五 95, p. 1262
9	石 暉	突騎都將	後晋・高祖・天福元年	旧五 87, p. 1138

備考：旧五＝『旧五代史』；通鑑＝『資治通鑑』

環、大軍を率ひ晋人と胡柳陂に於いて戦ひ、晋人敗績す」と記録され、『旧五代史』巻 28、唐書・莊宗本紀、天祐十五年十二月癸亥条にも同様の記事が見える。貞明四年、すなわち天祐十五年十二月は庚子朔なので、癸亥は二十四日である。これは誌文の「十二月廿四日」の日付とも合致し、あわせて誌文に欠けている年数は天祐「十五」年と確定できる。沙陀突厥は、唐室から李姓を賜ったことから後梁の元号を使用せず、唐が滅亡した後も唐の最後の元号である天祐を使用していた。天祐十五年は西暦 918 年にあたる。

3-11-1「莊宗帝」：後唐の初代の皇帝。李克用の長男で、諱は存勖。後梁を打ち倒し、帝位についた。唐・光啓元年(885)生まれ、同光四年(926)四月没した。⁽⁶⁸⁾享年 42 歳。

(68) 『旧五代史』巻 34、唐書・莊宗本紀、p. 477 では 43 歳と記す。

3-11-2「河南胡柳陂」：胡柳陂は濮州の西、臨濮県の界隈にあった。大体、現在の河南省濮陽県と山東省鄆城県との境界にあたる。『資治通鑑』巻 270、貞明四年十二月壬戌の「至胡柳陂」に対する胡三省の注(p. 8838)に、「胡柳陂、濮州の西の臨濮縣の界に在り」と見える。

3-11-3「左突騎副將」：何敬千の肩書き「左突騎副將」は、前掲「左突騎十將」に対する「副將」と考えられ、十将の下に居る下級軍將のポストであろう。

3-12-1「同光年四月廿三日」：原誌文に年次を欠くこと、前掲「天祐年」と同じであるが、こちらは年代比定不可能。

3-12-2「庚穴」：生前に自ら造営した墓。ただし、用例としては宋代の蘇轍「遣適婦祭東塋文」に見えるが、五代以前の用例を見出し得ない。

3-12-3「北京押衙充火山軍使」：後晋時期の「北京」は太原のこと。ここの「押衙」は散号であろう。⁽⁶⁹⁾「火山軍」の名は、唐・五代を通じて編纂史料上には見えないが、北宋の太平興国七年(982)になって同名の軍が旧嵐州の地(山西省嵐県)に設置されている。『宋史』巻 86、地理志 2・河東路(p. 2137)に、「火山軍、下州に同じ。本嵐州の地なり。太平興国七年、建てて軍と為す」と見える。

3-13-1「隨駕右備征軍指揮使」：原拓、「右」の次の字は、「イ」(にんべん)とつくりの上部が「久」、下部が「口」というのは鮮明であるが、「口」の中が欠けている。ここでは「備」の碑別字と解釈した。「備征軍」という軍名は後晋時期には見られないが、宋代の禁軍名として見える。『宋史』巻 187、兵志 1、禁軍上(p. 4571)に、「(建隆二年)左右備征を雲騎と為す」と見え、遅くとも後周の時には備征軍が存在したことが確認できる。また、ここでの「隨駕」は軍号ではなく、禁軍の雅称。〔注釈〕3-10-1 参照。

3-15-1「隨駕左護聖第一軍副兵馬使」：編纂史料中、「隨駕護聖軍」という軍は見えない。この「隨駕」は、天子に近侍するという原義をもって、「左護聖第一軍副兵馬使」を修飾し、中央禁軍たる護聖軍の職ということを強調しているのかもしれない。というのは、菊池 1954, pp. 22-23 が指摘している通り、五代の

(69) 唐から五代にかけての押衙職の変遷については、渡邊 1991・1993 参照。

禁軍には出征討伐に任を以って地方へ駐屯し、任務遂行後もそのまま禁軍の軍号を有したまま駐屯している例が見られるからである。

3-16-1「康氏」：中央アジア、サマルカンド(康国)出身のソグド人が中国において称したソグド姓のひとつ。

3-19-1「□以年匪順靈壙不遷」：18 行目末の「邑」字と 19 行目はじめの「以」字との間の字は、おそらく原石が欠けており、判読できない。『補遺』7 も同じ。「靈壙」の用例は見当たらないが、ここでは墓穴と解しておく。

3-19-2「今就吉辰方塋窆窆」：「吉辰」は吉日。「塋」は本来墓の意味だが、宋代では動詞として墓を造るの意味が出てくる。また「営」に同じという。「窆窆」には埋葬するの意味もあるが、ここでは墓穴の意味に解す。

3-20-1「陽曲縣連師鄉相輔村^(之)聖地」：陽曲県は、本墓誌出土地の太原市陽曲県と比定できるが、それ以上のくわしい地点は不明。「相輔村」と「聖地」との間の字は判読しづらい。『補遺』7 は判読していない。残画から、おそらく「之」に近い字ではないかと思われる。

3-20-2「遷^囗創置新塋^囗原」：「遷」と「創」の間の字は、「へ（ひとがしら）」の部分のみははっきりしているが、その他は判読しにくい。『補遺』7 では「合」とする。ここではこれに従う。「塋」と「原」の間は、かすかに「十」の字画が見え、『補遺』7 は「平」と解す。今、これに従う。

3-22-1「□有奇仁迥標風格」：「奇」字の上は判読できない。『補遺』7 も同じ。「仁」は「人」に同じ。「奇人」は普通の人とは違う優れた人物の意味。「迥」は「迥」に同じ。はるかに隔たっている様、はっきりとした様。「風格」は人格、品格。

3-22-2「名重珪璋」：「珪璋」は圭は上のとがった玉、璋は半圭のことで、ともに玉製の礼器。転じて人柄が気高く、優れていることの喩えとなった。『詩経』大雅・卷阿(卷 17 之 4, 5 葉 b)に、「顒顒印印として、圭の如く璋の如し」とある。

3-22-3「智匡郡邑」：「郡邑」は地方の町で、州や県を指す。「匡」は正す、救う

という意味があるが、ここでは「安」に同じで、安んずると読んでおく。『補遺』7は「匡」を「琪」とするが、その根拠は不明。

3-22-4「累^(通)□」：拓本写真では「累」字の下字は「_レ（しんにょう）」のはらのい部分が見え、おそらく「遷」でないかと推測できる。

3-22-5「盡□□珠」：拓本写真では「盡」と「珠」の間の2字が読めそうであるが、比定し難い。『補遺』7も同じ。ここでは保留しておく。

3-23-1「□□□□」：「珠」以下4字はすべて判読しづらい。『補遺』7も同じ。拓本写真では、2字目は「謠」、4字目は「戦」に見えるが、保留しておく。

3-23-2「疾構總幃」：「總」は細く切り裂いた布。古代中国では喪服に用いた。「總幃」はその布でつくったとばり。柩の前に設けた。

3-23-3「蘭室」：女性の美しい寝室をいう。

3-23-4「有□□□」：「有」字以下、3字は拓本写真からは判読しがたい。『補遺』7も同じ。

3-24-1「□昏□□」：拓本写真は、「昏」のみ鮮明であるが、他3字ははっきりしない。『補遺』7は4字目を「命」と解すが、保留しておく。

3-24-2「冬夏温清」：「冬温夏清たり」に同じ。冬あたたかくし、夏すずしくすることで、子が両親に尽くす心がけをいう。『礼記』曲礼・上（巻1、18葉a）に、「凡そ人の子為たるの礼は、冬は温かにして夏は清しく、昏に定めて晨に省みる、醜夷に在りて争はず」とある。

3-24-3「葢事」：ある事を整える、完成させること。

3-24-4「烏免助墳」：「墳」は、ここでは墓を造ると動詞で解した。

3-25-1「□□貞□兮」：『補遺』7は「兮」の前、4字すべて判読しないが、3字目は「貞」と読める。「貞」の上は「勒」、下は「兆」にも見えるが、今保留しておく。ちなみに「勒」は石に彫りこむこと。「貞兆」は正しいしるしの意味。

3-25-2「樹德遺芳」：「樹德」は德を立てること。『書経』泰誓・下（巻11、12葉b）に、「德を樹つるは滋きを務め、悪を除くは本を務む」とある。「遺芳」は前人が後世に残す名誉。『抱朴子』正郭（『抱朴子外篇校箋』下、中華書局、1997年、

p. 471)に、「林宗の存りては一世の所式と為り、没すれば則ち遺芳永く播す」とある。

3-25-3「地久天長兮百千萬祀」：「地久天長」は『老子』(諸子集成, p. 5)に、「天は長く地は久し。天地の能く長く且つ久しき所以は、其の自ら生ぜざるを以てなり。故に能く長生す」と見える。「百千万」は多い様。ここでは時間が長いことで、永遠にという意味。

4.「索葛府」と「鶏田府部落」について

安万金、夫人何氏、何君政の各墓誌において、もっとも注目すべきは、「索葛府」「鶏田府部落」の記述である。以下、墓誌銘中に現れたこの2つの語句について問題を提起してみたい。

(1) 索葛府について

安万金墓誌銘に「索葛府刺史」(12, 14, 15, 19, 25 行目)、夫人何氏墓誌銘に「索葛府官」(15 行目)と現れる「索葛」とは、すでに Pulleyblank 1952b, pp. 343-344 で考証されているように、編纂史料に見える「薩葛」や「薛葛」という語と同じく Soghd を音転写したものである。今、これら3語彙の使用例を、関連正史に『資治通鑑』を加えて整理してみると、表2のようにまとめられる。なお、『統通典』は、『資治通鑑』に付せられた胡三省の注に引かれているもので、関連史料として掲載した。

表2 から分るとおり、「索葛」の語は、Soghd の音転写としては編纂史料上最も遅くに登場したものであるが、安万金および夫人何氏墓誌銘により、後晋時期にすでに使用されていたことが確認できる。

さて、従来の後唐建国以前の沙陀に関する研究において、六州胡の流れをくんで河東北部に居住していたソグド系あるいはソグド姓を持つ者たちと沙陀との関係が注目されてきた。「はじめに」で述べたように、後唐・後晋の各沙陀系

表2:「索葛」「薩葛」「薛葛」使用例

史書名	成書年代	索葛	薩葛	薛葛
『旧唐書』	後晋・出帝・開運二年 (945)		3	1
『旧五代史』	北宋・太祖・開宝七年 (974)			1
『続通典』	北宋・真宗・咸平四年 (1001)	1		
『新五代史』	北宋・仁宗・皇祐五年 (1053)	1		
『新唐書』	北宋・仁宗・嘉祐五年 (1060)		1	
『資治通鑑』	北宋・神宗・元豐七年 (1084)	1	4	

王朝には数多くのソグド姓を持つ者たちを検出することができる。かれらの多くは、はっきりとは記されないが、「沙陀三部落」⁽⁷⁰⁾、「沙陀・薩葛・安慶等三部落」⁽⁷¹⁾と表現された「部落」の出自と考えられる。例えば、康義誠は「代北三部落」⁽⁷²⁾と表現された「部落」の出自と考えられる。例えば、康義誠は「代北三部落」⁽⁷³⁾と表現された「部落」の出自と考えられる。例えば、康義誠は「代北三部落」⁽⁷⁴⁾と表現された「部落」の出自と考えられる。例えば、康義誠は「代北三部落」⁽⁷⁵⁾と表現された「部落」の出自と考えられる。例えば、康義誠は「代北三部落」⁽⁷⁶⁾と表現された「部落」の出自と考えられる。例えば、康義誠は「代北三部落」⁽⁷⁷⁾と表現された「部落」の出自と考えられる。このうち「沙陀三部落」とは、疑問の点もあるが、「沙陀・薩葛・安慶」の3集団の総称と見なされている。「沙陀三部落」は、その動向が9世紀末の河東北部の政治情勢に深い影響を与え、最終的にそれらを掌握した沙陀の李克用が勢力基盤を確立し、後の後唐建国への礎を築いたものとして、唐末政治史上あるいは9～10世

(70) これら沙陀系王朝のソグド姓の者たちは、名前はすでに漢風となっていることに注意せねばならない。また、彼らはソグド系のみならず、チュルクや奚をも含む集団であつたらしいこともうかがえる。

(71) 『旧唐書』巻161、劉沔伝、p. 4234。

(72) 『旧唐書』巻19下、僖宗本紀、p. 710。

(73) 『旧五代史』巻66、唐書・康義誠伝、p. 879。

(74) 『旧五代史』巻74、唐書・康延孝伝、p. 967。

(75) 『旧五代史』巻123、周書・安審琦伝、p. 1614。

(76) 『旧五代史』巻123、周書・安叔千伝、p. 1622。

(77) 徐 1993, pp. 336-338; 樊 2000, pp. 42-49。

紀の北アジア政治史上、その役割の重要性は無視できない。「沙陀三部落」のうち、「薩葛部」を米海萬が統率し、「安慶部」を史敬存が率いており、両者ともに⁽⁷⁸⁾ソグド姓を冠していることから、この2部落がソグド系の者を中核にした集団でないかとも推測されているが、史姓はもと突厥のカガン一族を輩出した阿史那を略した姓とも考えられるので、安慶部は純粋なソグド系から成る集団ではないかもしれない。それはともかく、9世紀末の河東北部には、沙陀、安慶、薩葛といわれたチュルク系、ソグド系と考えられる集団が存在し、その中でも特に薩葛部については、その名称からソグド系集団である可能性が非常に高いといえる。

ところで、この薩葛(薛葛)部という名称は、編纂史料の記述からは、唐末の中和元年(881)二月に、代州監軍の陳景思が沙陀・薩葛・安慶・吐谷渾の諸部を率いて、黄巢討伐のため長安へ赴かんとし、絳州(現在の山西省新絳県)まで至ったが、兵力増強のため再び代州へ引き返したという記述を最後に史料上見えなくなる。⁽⁷⁹⁾この直後、李克用が黄巢討伐の詔が下り、代州刺史等に任ぜられ、以後、唐末・五代の政治舞台へ躍り出ていく。このことから、薩葛(薛葛)部は沙陀に吸収され、その「部落」は消滅したという考えもされてきた。⁽⁸⁰⁾その後、編纂史料上では、「薩葛」は「索葛」という表現に変わり、後唐・後晋の武將である安從進の本貫を示す語としてのみ使用されてきた。⁽⁸¹⁾その中でも、胡三省が引用する宋白『統通典』の逸文に「安從進、本貫振武軍索葛府索葛村」とあるのが最も具体的な記述である。ただ、宋白の記述が何に拠るものかは定かではない。

(78) 『旧唐書』卷19下、僖宗本紀、広明元年六月条、p. 707; 『資治通鑑』卷253、僖宗・広明元年六月庚子条、p. 8227.

(79) 『旧唐書』卷19下、僖宗本紀、中和元年二月条、p. 710; 『新唐書』卷218、沙陀伝、p. 6158; 『資治通鑑』卷254、僖宗・中和元年二月条、p. 8246. 『新唐書』は、この時、薩葛と安慶両部は感義軍(陝西省耀州か?)に駐屯していたと伝える。

(80) 徐 1993, p. 338.

(81) その使用例は ① 安從進本貫振武軍索葛府索葛村。(胡三省注所引、宋白『統通典』)、② 安從進、振武索葛部人也。(『新五代史』卷51、雜伝・安從進、p. 586)、③

振武軍節度使は、開平二年(908)以降、会府を朔州に移し、麟州・勝州・毅州を支郡とした大体现在の山西省北部から内蒙古自治区南部にまたがって存在した藩鎮である。宋白の記述からその管内に索葛府索葛村の存在が確認できるが、この索葛は六州胡の末裔である可能性が非常に高いことを考慮すれば、その居住地域は朔州と限定できる。⁽⁸²⁾

「索葛(薩葛・薛葛)」については、文献史料からは以上のことが判明していたが、安万金および夫人何氏墓誌銘の記述は、宋白の伝えた情報、すなわち「索葛府」の存在を裏付けるだけでなく、その構成員がソグド姓を主体とするものであったことを暗示し、なおかつそのような集団が、後晋時期までは確実に存在していたことを物語る。

安万金墓誌によれば、その家系は、曾祖父の安德昇、祖父の安重胤、父の安進通、安万金本人、そして息子の安元審まで、代々「索葛府刺史」を務めたことが記され、⁽⁸³⁾後晋時期までは確実に「索葛府」が存在したことが判明し、安姓を有する一族が、世襲的にこの集団のリーダー的存在であったことがうかがえる。この「索葛府」がソグド系の聚落である可能性が高いことは、安万金の通婚事例からもうかがえる。

図1は安万金と夫人何氏の墓誌銘から復元した系図であるが、この図からも明らかなように、安万金の父、安進通の夫人はソグド姓の一つである曹氏であり、墓主安万金の夫人はソグド姓の何氏の他、米氏もいる。ただ、安万金には他に漢姓の夫人もいた。その次世代の例では、安元進の夫人が史氏、安元超の

ノ(安)從進、索葛人也。(『資治通鑑』巻278、後唐・明宗・長興四年三月癸未条、p. 9082)の3例である。

(82) 8世紀後半、河東西部の石州に居た六州胡は、馬燧との戦闘に破れ、雲州(大同)と朔州(朔県)との間に移住させられた。『資治通鑑』巻232、徳宗・貞元二年十二月条(p. 7477)に、「又た馬燧に命じ河東軍を以て吐蕃を撃たしめんとす。燧、石州に至るや、河曲の六胡州皆降り、雲・朔の間に遷す」と見える。

(83) ここでいう刺史とは、地方行政単位の州の長官の意味ではなく、「索葛府」あるいは「索葛部」というソグド系聚落の長の意味と考えてよいだろう。また、「夫人何氏墓誌銘」によれば、安元審は「索葛府官」である。

夫人が何氏、また長女が石氏へ嫁ぐというように、ソグド姓を持つ者同士による通婚が、後晋時期まで持続していることが確認できるのである。中国へ移住してきたソグド人およびその後裔らが、彼ら特有のソグド姓を名乗り、さらには彼らの間で通婚してきた事例が数多く指摘されているが、安万金⁽⁸⁴⁾の事例もこれにあてはまり、おそらく中央アジアに居住していたソグド人とはまったく様相を異にしていただろうが、その末裔という認識をある程度持ちつつ、ソグド姓間での通婚を維持していたと推測できる。

(2)「鶏田部落」について

何君政は、墓誌銘によれば全く官歴がなく、唯一、「鶏田府部落長史」の任にあったと誌題に見えるのみである。彼の息子らが「鶏田府部落」の如何なる職にも就いていないことは、安万金の家系が「索葛府刺史」を世襲していたのと対照的である。推測ではあるが、「鶏田府部落」の「長史」という職は実在しなかったかもしれない。すなわち、何君政は中央へ出仕することなく、「鶏田府部落」という場所で、無官のまま一生を過ごしたのではないかとさえ推測することもできよう。とすれば、彼が卒して、初めに埋葬された代州横水鎮附近が、「鶏田府部落」の所在地ではないかと考えられる。

さて、「索葛府」が Soghd の音転写であり、かつソグド姓を持つ者が世襲的にリーダーをつとめていたことから、ソグド系の聚落ではないかという推測は、かなり高い可能性を持つと思われるが、一方、この「鶏田府部落」はどのような聚落なのであろうか。

「鶏田」の語は五代時期には見られない。この語を検索してみると、唐の貞観二十一年(647)、薛延陀の亡散とともに唐朝に帰附してきたチュルク系の部族のうち、阿跌部⁽⁸⁵⁾が居た地に置いた羁縻州が鶏田州であることがわかる。⁽⁸⁶⁾こ

(84) 蔡 1998, pp. 22-24.

(85) 阿跌はキョル＝テギン碑文、北面5行目に「2度目に Quslayaq で Adiz と共に我らは戦った」と見える「Adiz」にあたる。また、阿跌については片山 1981, p. 53, 註(48)を参照。

(86) 『旧唐書』卷191下、北狄伝(pp. 5348-5349)に、「(貞観)二十一年、契苾・迴紇等、

の「雞田州」と誌文の「鷄田府部落」が直接・間接的に関係あるのか無いのかは、両者を結びつけるものが現段階では無いので、これ以上は不明である。

何君政およびその息子たちの通婚事例を見てみると(図2参照)、何君政の妻は安氏、息子3人の妻らもそれぞれ安氏、康氏、康氏であり、ソグド姓間でのものであることがわかる。ただ、その次の世代、すなわち何君政の孫にあたる何從栄の妻は宗氏であり、漢姓との通婚である。このことから、「鷄田府部落」もソグド姓を持つものを主体とする聚落でなかったかと想像はでき、何君政も六州胡の末裔ではないだろうか。開元以降、雞田州は靈州管内に置かれ、もとの六胡州とはほぼ同じ地であったと考えられる。⁽⁸⁷⁾とすれば、チュルク系阿跌部を置いた雞田州にソグド姓を有する六州胡が居た可能性もあり、後に六州胡が河東北部に移住した際、その一部の聚落名に、靈州にあった羈縻州に関連する名を付したものと、現段階では考えておきたい。

5. 遼・宋代のソグド系聚落——結びにかえて——

以上、「安万金墓誌」「夫人何氏墓誌銘」「何君政墓誌銘」の釈読を通じ、五代後晋時期にいたるまで、沙陀政権下に依然として「索葛府」「鷄田府」といったソグド系聚落が存続していたことを確認することができた。これらは、唐代に「六州胡」と称された者たちの後裔と考えられるが、おそらく純粋なソグド人の末裔で

ノ十余部落は薛延陀の亡散し殆尽くるを以て、乃ち相繼ひて帰国す。太宗、各其の地土に因りて、其の部落を挾び、置きて州府と為す。……阿跌部、雞田州と為す」と見えるものである。この貞観年間に羈縻された阿跌部は、東突厥第二カガン国の復興に伴ない、唐朝の統制下を一旦は離れたものの、開元年間に再び来降し、雞田州が置かれたらしい。『新唐書』巻217下、回鶻伝(p. 6142)には、「阿跌、亦た曰く訶咥、或ひは跌跌と為す。始め拔野古等と与に皆朝し、其の地を以て雞田州と為す。開元中、跌跌の思泰、突厥默啜の所自ら来降す」とある。劉 1998, p. 154 も参照。

(87) 『旧唐書』巻38、地理志1・靈州大都督府(pp. 1415-1416)に、「靈州大都督府……調露元年、又た魯・麗・塞・含・依・契等の六州を置く、総べて六胡州為り。開元の初め廢し、復た東臯蘭・燕然・燕山・雞田・雞鹿・燭竜等六州を置く、並に靈州の界に寄り、靈州都督府に属す。……雞田州：寄りて迴楽県界に在り、突厥九姓部落の処る所なり。戸一百四、口四百六十九」と見える。

はあるまい。私見によれば、このグループには突厥や突厥以外のチュルク、さらには「奚」と称された者たちも含まれる。ただ、彼らはいつしかソグド姓を冠するようになり、このため本稿では便宜上ソグド系集団と称してきた。このソグド系集団が、その後どのような経緯をたどったのか、その全容はいまだつかめていないが、現在把握できた彼らの動向について述べ、結びにかえることとする。

宋・遼時期に「索葛府」「鷄田府」の語が使用されているかどうかについては現段階では確認できていない。しかし、「索葛」(=薩葛)と深い関係を持つと思われる「安慶」の語が宋代に再び登場するのが確認できる。『統資治通鑑長編』巻20、太宗・太平興国四年九月条(中華書局標点本、1979年、p. 462)に、

代州言へらく、契丹の安慶府主安海進来りて内附せんことを求むと。蠟書を以て之に賜ふ。

と見える。この「安慶府」は唐末に現れた「安慶部」と同じものを指すと考えてよいだろう。その府主が安姓というソグド姓を冠していることも、そのことを裏付ける情況証拠となりうる。すなわち、太平興国四年(979)以前、キタイ勢力下に「安慶府」というソグド系のグループが存在しており、その一部が宋朝に投降してきたことが確認できるのである。本稿で取り上げてきた墓誌銘中に記された「索葛府」が朔州に存在しており、朔州は後晋時期にキタイ=遼勢力にその地を割譲された燕雲十六州の一部であることから、この地にあったソグド系聚落はキタイの統制下に入ったと考えられ、太平興国四年(979)に宋朝へ帰順してきた「安慶府」もこれと間接的に関係を有することは、ほぼ間違いあるまい。ところで、朔州に居たソグド系の者たちの一部は、燕雲十六州割譲以前にすでにキタイの勢力下に組みこまれていた。『遼史』巻34、兵衛志上(p. 396)に、

神冊元年(916)、突厥・吐渾・党項・小蕃・沙陀の諸部を親征し、戸一万五千六百を俘ふ；振武を攻め、勝ちに乗じて東し、蔚・新・武・媯・儒五州を攻め、俘獲せるは勝げて紀すべからず、命に従はざるを斬るは万四千七百級たり。尽く代北・河曲・陰山の衆を有し、遂に山北八軍を取る。

と見える。神冊元年は後梁の貞明二年に相当するから、史料中の「振武」とはすでに朔州へ会府を移動した後の振武軍節度使ということになる。史料中に直接的表現は見えないが、この時にすでに朔州居住のソグド系の一部の者たちがキタイ勢力下に入ったと考えられる。さらに第二段階が燕雲十六州のキタイへの割譲時であったのである。

一方、キタイから宋朝へ亡命してきた「安慶府主安海進」はその後、宋朝の禁軍に編成されていったことが確認できる。すなわち『宋史』巻187, 兵志一, 禁軍上・建隆以来之制 (p. 4587) に,

安慶直：四。太原一，潞三。太平興国四年(979)，雲・朔及び河東より帰明せる安慶の民を遷し并・潞等州に分屯し，給するに土田を以てす。雍熙四年(987)立つ。

三部落：指揮一。太原。太平興国四年，幽州を親征するや，雲・朔・応等州の部落を并州に遷し，因りて立つ。

と見える。また、「三部落」なる軍も編成されているが、その名称及び雲州、朔州、応州といった河東北部の「部落」を移したということから、本稿でも触れた「沙陀三部落」と何らかの関係があることは間違いない。また、安慶直、三部落共に馬軍に編成されていることから、それらの構成員らは10世紀後半に至るまで騎射技術に長けた能力を保持し続けていたことがうかがえる。こうして、河東北部にあったソグド姓を持つ者らの聚落や沙陀系、チュルク系部落の一部は宋朝禁軍として整備されていったのである。

[補注] 本稿脱稿後、蔡家芸「沙陀族歴史雑探」『民族研究』2001-1, pp. 71-80を入手した。

石刻史料は利用されていないが、沙陀に関する問題を多角的に整理し、参照すべき文献の一つである。

[付記] 本稿で取り上げた「安万金墓誌銘」「夫人何氏墓誌銘」「何君政墓誌銘」は、2000年10月14日、石刻文物研究会(明治大学)において、その概要を紹介・発表した。席上、碑別字に関する貴重な意見を得ることができた。また、五代軍職の未だ解明されていない事項に関して、渡邊孝氏(日出国園)のご教示を得ることができた。特に記して謝意を表したい。

文献目録

〔引用史料〕(文中に表記したものを除く)

『周易』、『孝経』、『礼記』、『書経』、『周礼』、『詩経』、『儀礼』、『春秋左氏伝』、『爾雅』、『論語』(以上、『重刊宋本十三経注疏』,台北・藝文印書館影印本,1976)

『史記』、『漢書』、『後漢書』、『三国志』、『晋書』、『宋書』、『南齊書』、『梁書』、『陳書』、『魏書』、『旧唐書』、『新唐書』、『旧五代史』、『新五代史』、『宋史』、『遼史』

(以上、北京・中華書局標点本,1959~1985)

『資治通鑑』,宋・司馬光撰,元・胡三省註,中華書局標点本,1956。

〔論 著〕

1. 日文

石見 清裕 2000:「唐代「沙陀公夫人阿史那氏墓誌」訳註・考察」『村山吉廣教授古稀記念中国古典学論集』汲古書院,pp. 361-382。

岡崎 精郎 1945:「後唐明宗と旧習(上)」『東洋史研究』9-4, pp. 50-62。

—— 1948:「後唐明宗と旧習(下)」『東洋史研究』10-2, pp. 29-40。

—— 1951:「チュルク族の始祖伝説について— 沙陀朱耶氏の場合 —」『史林』34-3, pp. 40-53。

—— 1973:「沙陀伝(新唐書)訳註」『騎馬民族史-正史北狄伝』3,平凡社,pp. 293-325。

小野川 秀美 1942:「河曲六胡州の沿革」『東亜人文学報』1-4, pp. 957-990。

愛宕 元 1988:「唐代太原城の規模と構造」『唐代地域社会史研究』同朋舎,1997, pp. 181-201。

—— 1994:「唐兩京城坊攷」(徐松撰・愛宕訳註),平凡社。

片山 章雄 1981:「Toquz Oγuzと「九姓」の諸問題について」『史学雑誌』90-12, pp. 39-55。

菊池 英夫 1954:「五代禁軍の地方屯駐に就いて」『東洋史学』11, pp. 19-41。

—— 1956:「五代禁軍に於ける侍衛親軍司の成立」『史淵』70, pp. 51-77。

栗原 益男 1987:「五代宋初藩鎮年表」東京堂出版。

桑原 隲蔵 1918:「支那学研究者の任務」『桑原隲蔵全集』1,岩波書店,1968, pp. 589-606。

—— 1926:「隋唐時代に支那に来往した西域人に就いて」『桑原隲蔵全集』2,岩波書店,

- 1968, pp. 270-360.
- 周藤 吉之 1952:「五代節度使の支配体制 — 特に宋代職役との関聯に於いて —」『宋代経済史研究』東京大学出版会, 1962, pp. 573-654.
- 高田 時雄 1985:『敦煌資料による中国語史の研究』創文社.
- 高橋 繼男 2000:「中國五代十國時期墓誌・墓碑綜合目錄稿」『東洋大学アジア・アフリカ文化研究所・研究年報』34, pp. 114 (135) -136 (113) .
- 藤堂 明保 1956:『中国語音韻論 — その歴史的研究 —』光生館, 1980.
- 1980:「中国の文字とことば」『学研漢和大字典』学習研究社, pp. 1564-1599.
- 布目 潮風 1962:「唐代符制考 — 唐律研究 (二) —」『立命館文学』207, pp. 1-35.
- 日野 開三郎 1938:「五代鎮將考」『日野開三郎東洋史学論集第2巻・五代史の基調』三一書房, 1980, pp. 483-511.
- 1939:「五代の序直軍について」同上書, pp. 436-482.
- プーリーブランク, E. G. 1952a:「安祿山の出自について」『史学雑誌』61-4, pp. 42-57.
- ボイス, メアリー (山本由美子訳) 1979:「ゾロアスター教 — 三五〇〇年の歴史」筑摩書房, 1983.
- 堀 敏一 1953:「五代宋初における禁軍の発達」『東洋文化研究所紀要』4, pp. 83-151.
- 室永 芳三 1971a:「唐代の代北の李氏について — 沙陀部族考その3 —」『有明工業高等専門学校紀要』7, pp. 3 (4)-76(1).
- 1971b:「唐代における沙陀部族の成立 — 沙陀部族考その1 —」『有明工業高等専門学校紀要』8, pp.17 (4)-120 (1).
- 1974:「吐魯番発見朱耶部落文書について — 沙陀部族考その1 (補遺) —」『有明工業高等専門学校紀要』10, pp. 6 (7)-102 (1).
- 1975:「唐代における沙陀部族の抬頭 — 沙陀部族考その2 —」『有明工業高等専門学校紀要』11, pp. 34 (31)-138 (27).
- 護 雅夫 1965:「東突厥国家内部におけるソグド人」『古代トルコ民族史研究』I, 山川出版社, pp. 61-93.
- 森部 豊 1994:「藩鎮昭義軍の成立過程について」『中国史における教と国家』野口鐵郎編, 雄山閣出版, pp. 207-229.
- 1997:「魏博節度使何弘敬墓誌銘試訳」『吉田寅先生古稀記念アジア史論集』吉田寅先生古稀記念論文編集委員会, pp. 125-147.
- 1998:「略論唐代靈州和河北」『漢唐長安与黄土高原』陝西師範大学中国歴史地理研究所, pp. 258-265.
- 森安 孝夫 1979:「増補:ウイグルと吐蕃の北庭爭奪戦及びその後の西域情勢について」『アジア文化史論叢』3, 山川出版社, pp. 199-238.
- 載内 清 1990:「増補改訂・中国の天文曆法」平凡社.
- 渡邊 孝 1991:「唐・五代の藩鎮における押衙について (上)」『社会文化史学』28, pp. 33-55.
- 1993:「唐・五代の藩鎮における押衙について (下)」『社会文化史学』30, pp. 103-118.
- 1994:「唐藩鎮十將攷」『東方学』87, pp. 73-88.

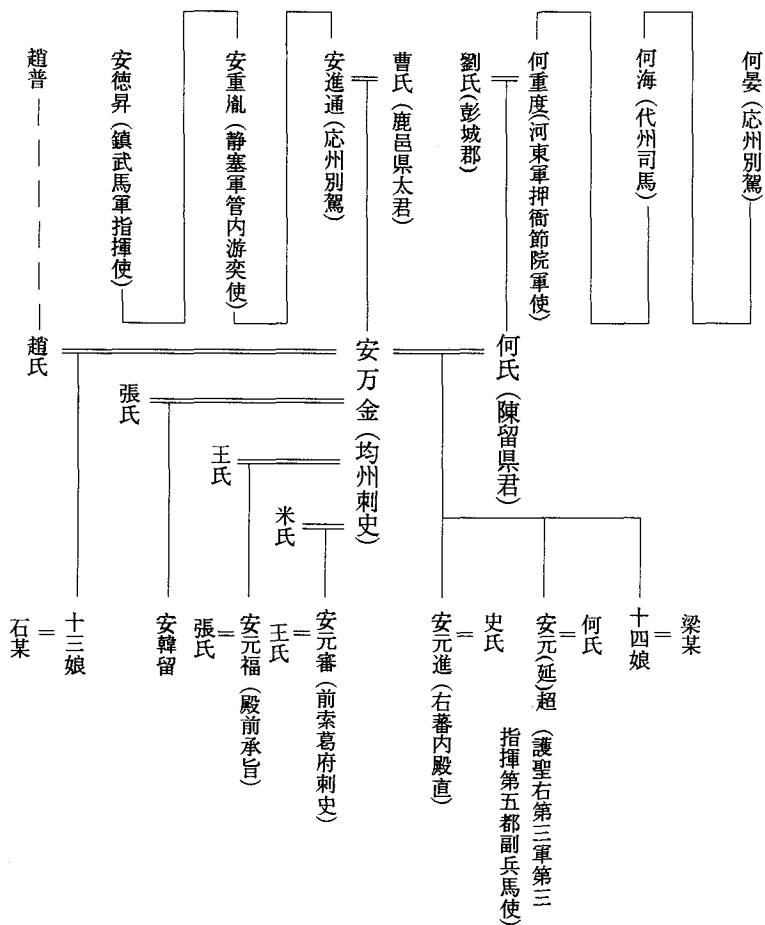
2. 中文

- 蔡鴻生 1992：「唐代九姓胡礼俗叢考」『唐代九姓胡与突厥文化』中華書局，1998，pp. 18-46.
- 杜文玉 1995：「晚唐五代都指揮使考」『學術界』1995-1，pp. 32-38.
- 樊文礼 2000：「唐末五代的代北集团」中国文聯出版社.
- 傅樂成 1965：「沙陀之漢化」『漢唐史論集』聯經出版事業公司，1977，pp. 319-338.
- 李鴻賓 1991：「沙陀貴族漢化問題」『理論學刊』1991-3，未見.
- 劉統 1998：「唐代羈縻府州研究」西北大學出版社.
- 盧建榮 1993：「唐代彭城劉氏宗族团体之研究」『中央研究院歷史語言研究所集刊』63-3，pp. 571-638.
- 羅豐 2000：「流寓中国的中亚史国人」『國學研究』7，pp. 235-278.
- 鈕仲勳 1984：「六胡州初探」『西北史地』1984-4，pp. 69-72.
- 芮伝明 1992：「五代時期中原地区的粟特人活動探討」『史林』1992-3，pp. 7-13.
- 榮新江 1999：「北朝隋唐粟特人之遷徙及其聚落」『國學研究』6，pp. 27-85.
- 王北辰 1992：「唐代河曲的“六胡州”」『內蒙古社會科學』1992-5，pp. 58-64.
- 王義康 1995：「沙陀漢化問題再評值」『陝西師範大學學報』1995-4，未見.
- 1997：「後唐，後晉，後漢王朝的昭武九姓胡」『西北民族研究』1997-2，pp. 106-113.
- 1998：「六胡州的變遷与六州的種族」『中國歷史地理論叢』1998-4，pp. 149-156.
- 吳玉貴 1997：「涼州粟特胡人安氏家族研究」『唐研究』3，pp. 295-338.
- 徐庭雲 1987：「晚唐五代時期的沙陀」『中央民族學院學報』1987-1，pp. 14-17.
- 1993：「沙陀与昭武九姓」『慶祝王鍾翰先生八十壽辰論文集』遼寧大學出版社，pp. 335-346.
- 嚴耕望 1969：「唐代府州僚佐考」『唐史研究叢稿』新亞研究所，pp. 103-176.
- 張広達 1986：「唐代六胡州等地的昭武九姓」『西域史地叢稿初編』上海古籍出版社，1995，pp. 249-279.
- 張其凡 1993：『五代禁軍初探』暨南大學出版社.
- 章羣 1986：「唐代的安·康兩姓」（原題：西域胡之安·康兩姓）『港台學者隋唐史論文精選』三秦出版社，pp. 47-58.
- 趙雨樂 1993：『唐宋變革期軍政制度史研究（1）——三班官制之演變化——』文史哲出版社（台北）.
- 趙振華·朱亮 1982：「安菩墓誌初探」『中原文物』1982-3，pp. 37-40.
- 周偉洲 1988：「唐代六胡州与“康待賓之乱”」『民族研究』1988-3，pp. 54-63.

3. 歐文

- Pulleyblank, E. G. 1952b : "A Sogdian Colony in Inner Mongolia." *T'oung Pao* 41, pp. 317-356.

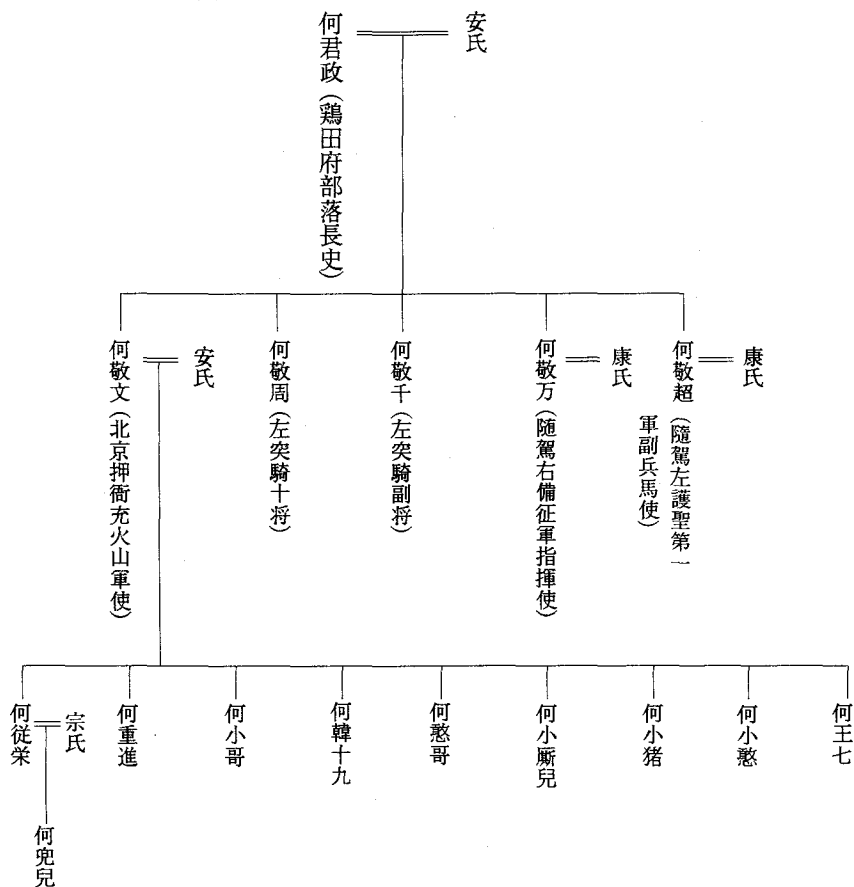
図1 安万金・何氏夫人系図



【備考】

- (1) 「安万金墓誌銘」および「夫人何氏墓誌銘」に基づき作成。
- (2) 安万金の次世代の表記は、「安万金墓誌銘」の記述順に従った。
- (3) 官職は「安万金墓誌銘」・「夫人何氏墓誌銘」のうち、より詳細な記述をしているものに従った。
- (4) 安万金の夫人の一人、趙氏と「安万金墓誌銘」撰者の趙普とは明らかに姻戚関係にあるが、その関係は不明であるので、点線をもって図示した。

図2 何君政系図



〔備考〕

- (1) 「何君政墓誌銘」に基づき作成。
- (2) 何君政の次世代の「新婦三人」は具体的に誰の新婦か記述に欠けるため、便宜上、墓誌作成時に生存していた何敬文、何敬万、何敬超の順に振り当てた。
- (3) 何君政の次々世代について、墓誌銘からは誰の子か不明のため、羅列するに留めた。
- (4) 同世代の「新婦宗氏」の位置も不明のため、便宜上、何從榮の新婦とした。

安万金夫妻・何君政墓誌銘関連概念図（五代河東・河北地域）

